### 第18日目(3月19日)

議 長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、教育長より公務のため、午前欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議 長 ここで消防長から発言を求められていますのでこれを許します。

消 防 長 おはようございます。昨日、おとといの予算審議の中で、岡村議員さんの方から質問をいただきました常備の定数の問題であります。私、165と申し上げましたが、157名の誤りでありました。大変申しわけありません。以上でございます。

議 長 日程第1、平成22年請願第2号 消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税減税を緊急に求める請願を議題といたします。総務文教委員長・関 常幸君の審査報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会では平成22年3月2日に付託されました事件について、3月16日に審査いたしました。その結果を次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。平成22年請願第2号 消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税減税を緊急に求める請願であります。紹介議員であります岡村議員に出席を求め、説明いただき質疑に入りました。質疑はありませんでした。その後、各委員よりご意見をいただき採決に入りました。その結果、賛成少数で本請願は不採択となりました。以上で報告を終わります。

議 長 総務文教委員長・関 常幸君の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 平成22年請願第2号 消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税減税を緊急に求める請願に対する討論を行います。

岡村雅夫君 ただいまの委員長報告には反対の立場での討論を行います。この請願項目にありますが、私が今一番感じているところであります。中段より下のところですが、今、必要なことは消費税の減税実施で、家庭消費を温め、地域住民の生活と雇用を支えている中小業者や農家を応援し、内需拡大景気を図ることです。とりわけ食料品をはじめ生活必需品を緊急に非課税にすること、ここが請願の大きな趣旨のところだというふうに考えております。

消費税は1989年、平成元年に導入されております。そして平成9年には3パーセント

から5パーセントへの増税がなされました。当時駆け込み需要ということで建築の一時的な ブームもありましたけれども、その後、急激な景気悪化を伴いまして、非常に皆さんがこれ は大変な時代になったなというように感じたことを、つい最近のように私は思いますが、そ れから10年であります。

この10年間の中で消費税収は国に納められたお金は188兆円だそうです。その中でこれは本当は社会保障という名目が唱えられたのでありましたけれども、実質的に私たちが調査してみたところの統計では法人税収ですね。法人税収が始めた当時は40パーセントだったのですが法人税の税率です。それが今は30パーセントになっているわけです。その額を計算すると160兆円の減税がなされたというふうに調査をしている団体もございます。

この税制は非常に低所得者層これには重く、そして高所得者にとっては非常に軽い税制でありまして、昔のあれですか物品税とかそういった問題とは全然違う内容でありまして、逆進的な要素がある本当に不公平な税制であります。この税制をどんどん進めていくと、今でも格差が大変な時代ですが、さらにその拡大が見込まれるというふうに言われておりますので、ぜひともこの趣旨に沿った請願でお願いしたいということでございます。

そして、中小業者の立場、事業者の立場から申しますと当初は課税価格が3,000万円以上ということでありまして、中には益税という言い方もされた時代がございましたけれども、今は課税最低限が1,000万円ということになりましたので、あらゆる事業所がこの消費税を納めなければならないという、こういった事態であります。

さらにこの消費税は、所得税と違いまして赤字でも課税売り上げがあることによって納めなければならないというこういった税金でありまして、実際もうけがなくても もうけがないというのはなぜかというと内税になった経過もございます。外税の段階では預り金というかたちもありましたけれども、預り金、預けたものを納めるのだから当然だという考え方もあります。けれども、今は内税になりまして、自分で値引きに応じたりいろいろしますと、特に中小業者の方々はその消費税分をももらえないような事態になっているということであります。非常に益税から今度はこういった事態になってくると、営業破壊税というふうにもう進展してきておりますので、ぜひこの実態を知っていただきたいと思います。

こういった事態は本当に今、中小業者の中では滞納額が一番大きい税金だといわれておりまして、2007年度新規の発生滞納額という統計があるそうでありますが、全税目の中での45.1パーセントだそうでして、件数にしては68万2,000件の滞納があると。課税事業者のだいたい19パーセントが滞納をしている。要するに5人に1人ということでありまして、非常に大変な税制になってきているということをこれでもわかるわけであります。払いきれないこういった税金、さらに強制をして徴収をすると、滞納がなくなるなどというものではなくて現実は倒産、廃業に追い込まれるというこういった税制だそうであります。

ぜひとも、皆さん方の賢明な判断をいただきまして、こういった意見をあげていただきた いなというふうに思います。よろしくお願いします。

議長次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成22年請願第2号 消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税減税を緊急に 求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮 りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

起立少数。よって平成22年請願第2号は不採択とすることに決定しました。

議 長 日程第2、平成22年請願第1号 「土地改良予算の確保に関する意見書」 提出についての請願を議題といたします。産業建設委員長・牧野 晶君の審査報告を求めま す。

牧野産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会に付託された請願第1号 「土地改良予算の確保に関する意見書」提出についての請願の審議結果をお知らせします。3月8日月曜日、委員全員出席のもと審議しました。その中で紹介議員の関 常幸議員はちょっと身内の方、親せきの方に不幸があったということで欠席されました。

その中でまた審議の中で意見としてあったのが、南魚沼市には三つの土改があるが、21年度実績の事業費5億7,400万円。そのうち補助に頼っている部分が国からの補助が4億2,100万円、県からの補助が1,750万円であり、実に補助に頼っている部分が76パーセントで4億3,800万円余りである。22年度予算の段階では40パーセントに圧縮ということで補助の部分が半減する恐れがあるという、現在事業進行中の地域や調査計画している地域については、予算半減したら事業年度が先送りになってしまう恐れがあるという意見がありました。

審査の結果そしてその意見ののち討論。賛成討論1。そして採決に入りました。起立全員で採決すべきものと請願第1号 「土地改良予算の確保に関する意見書」提出についての請願を決定しました。以上です。

議 長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

まず本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成22年請願第1号 「土地改良予算の確保に関する意見書」提出についての請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

起立全員。よって平成22年請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議 長 日程第3、平成22年陳情第1号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情を議題といたします。

社会厚生委員長・今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告を行います。3月2日に付託されました平成22年陳情第1号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情であります。期日は3月4日、委員の出席状況は9名全員でありました。各会派の中での検討の結果を話していただきまして、それから討論に入りました。反対、賛成とも討論がなく採決をいたしました結果、全会一致で採択すべきものと決しました。以上であります。

議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成22年陳情第1号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳 情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定す ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成22年陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議 長 日程第4、第21号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計予算及び 日程第5、第22号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計予算の2件を一括議題といた します。2件について産業建設委員長・牧野 晶君の審査報告を求めます。

牧野産業建設委員長 それでは付託されました第21号議案 平成22年度南魚沼市下 水道特別会計予算についての報告をさせていただきます。

こちらも7名、委員全員の出席でありました。大きなところとして、まず22年度は六日町地域は奥、青木、宇津野、西泉田、東泉田。そして塩沢地域は君沢、宮野下、上野、台上、姥沢、上神字、下神字そして天野沢と竹俣の一部をやっていくという説明がありました。その中で質疑の説明に入っていきますが、本会議でもありましたが昨年、死亡事故が起きたが監督者が少なすぎるせいではないかという意見や、また発注についてなるべく早期発注をするべきではないかという意見がありました。

下水道課長の執行部の答弁としては、今後努力をし事故のないようにしていきたいということと、発注については20年、21年度事業者の生活を安定させる目的で早期発注をしたという答弁で、今後についてもなるべく早めに、県の単価が決まってくる時期があるため事前準備をしておいて、決定したら即発注するというふうな体勢をとっていきたいという答弁でありました。また、意見の中で質疑の中で温泉のつなぎ込みについて、要は下水道料を払っている方がいるのかどうかという点がありましたが、今後調査をしていくという答弁がありました。

あと今後、耐震化、流域下水道の地震対策、マンホールのつなぎ手部分の耐震化を優先していくのだろうが、市全体でみたときどのように進めていくという質疑もありました。残り市内全域はどうかというと、地質分布図から積み上げて今の計画を作っている。東は地盤がいいので全部とは考えていない。管等技術的なものは向上しているので、全域耐震化までは必要ないのではないかという答弁でした。

それ以外にも質疑がありましたが、ということで審査をしまして討論に入りました。討論 1、賛成討論でした。討論の主な要旨として、予算総額61億円余りのうち、一般会計から 16億円、市債23億円という大変な金額の原資を見つけてやっている。平成25年度の事業完了を目指してやっているわけだが、この経済不況の中、下水道事業だけが主として前倒して発注できる公共事業である。こういう経済的な部分を考えると、1日でも早く可決を願っている地域もあるので賛成したいという討論でした。

その後採決の結果、異議なし。採決の結果、採決するということで決定しました。 2 1号 議案は原案のとおり可決されました。

次に第22号議案、平成22年度南魚沼市水道事業会計予算についての審議に入りました。 毎年、滞納がある。滞納について40パーセントの収納率を考えているというが、コンビニ 収納は市税で効率を上げている。期待できると思うが見込みはどうか。職員に負担をかけて いるのは収納だという質疑がありまして、執行部の答弁として、給水停止の時期になると職 員も非常に苦労している。これを何とか解消したいということと、ただで水を生産している わけではないので、市民にとっても意義のあるものにしたいため、コンビニ収納を始めたい。 いつでもどこでも納められる利便性を図りたい。 また、機械の減価償却が進んでいるが、畔地の分はわかるかということがありましたが、 これについては全部をまとめて減価償却をやっているので、浄水場だけの減価償却費は出て こないということでした。

また、電算システムの交換がきているので、企業経営であれば部署ごとに交換するのはも う少し現場に沿った部ごとの会計の仕方をしていくべきではないかという意見がありました。 集計等については各おのおの1本ずつ、それを集計しまとめているが、今は大勢全部まとめ た数字しか持っていないということでちょっと説明ができませんでした。

電算システム等交換時期の財源は、中央の管理システムは23年までに交換しなくては部品の供給ができないということで、タイムリミットとなっているということですが、今までの使っていた業者の話によると、23年になるとやはり部品がなくなるという説明を受けており、21年、23年度で交換していく。

10億円ぐらいの予算で入札をかけ、6億円強という数字が出た。オープン形式、これは コンピューターのプログラミングをオープンとすることで、ようはなかなか他人が作ったプログラムというのはわからないですが、皆さんにお知らせしていくことでオープンにして、また他の業者さんも参入しやすいようにしていくという方法で、入札を検討しているということです。

2 1 年度は初年度で今年はアクションが出ると思う。今まで工場製作であったが 2 2 年度からは機械が導入されるのではないかと思っていると答弁していました。

また、水道水の口スはどの程度あるかの質問について、配水量の中で有効水量と無効水量があり、その有効水量の中に有収水量と無収水量があり、このうち無効水量については漏水が問題だが、約1割は無効水量でカウントしている。年度ごとに開きはあるが日夜水量について監視しており、1割から7パーセントぐらいに下がってきているので、防止効果は上がっていると思っております。

また、辻又等について専用水道について水源が見つからない場所、水道水がまともに出ないということがないようにほしいという意見がありました。辻又については第1水源、第2水源があるが、第2水源にちょっと問題があり、水は豊富なのでその水源を活用するか、新しく井戸を求めるかを検討中であるという答弁でした。28年度までに完ぺきに供給できるように考えていきたいということでした。以上が主な質疑になります。

討論が1件ありました。討論の要旨としては、水道料収入は約17億円。企業債の元利償還金が約17億円ということでほとんど残らない中で、減価償却費10億円という大変な初期投資額があるが、予定されている水道課の方針については、栃窪、岩野下地区だという。多様な水源を確保しながらの安心、安全な水道水の供給を努めるとともに、事業を1日でも早くやっていただくことを希望しながら賛成討論とする理由でありました。討論を終わり採決いたしました。全員賛成により原案のとおり委員会では可決されました。以上で報告になります。

議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 水道会計について質問をいたします。水道は非常にやはり命の水であり、今の南魚沼市では高いという声は非常に大きいのですけれども、その大きなもとでもある上げないということでは努力しているということは私も思っておりますけれども、一般会計からの繰り入れや、それから交付税算定による詳しい説明なり質疑なりはあったかどうかお聞かせください。

牧野産業建設委員長 水道料金を安くすると、そういうふうなお話でありますが、今後水の需要について、質問として基幹病院や水の郷工業団地に対しての販売を考えていくべきという意見がありました。が、実際にどれだけの需要が求められるか、それによってやはり水道料金がどのくらい安くなっていくかにも影響していくので、そういう視点での質問はありましたが、実際のところどれくらい売れるかということは現在のところ試算はしていないということでありました。そういう点を踏まえればただ単純に水道料金が安くする方法についての質疑があったかというと、そういう点はありませんでした。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 第21号議案、平成22年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を 行います。

岡村雅夫君 反対の立場で討論に参加させていただきます。今回の予算の説明文章の中でこの水道の料金についてふれている部分・・・(「下水道です」の声あり) すみません。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第21号議案、平成22年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第21号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第22号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 先ほどは失礼いたしました。水道予算について反対の立場での討論に参加させていただきます。今回の説明資料の中で水道料金について自然条件等により建設改良費が割高のため、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、資本費の一部及び水源開発起債として借入金の元利償還金を基準内で繰り出す経費ということで、6億6,00

0万円ほどの繰り入れがされております。前年度21年度ですね、21年度は7億8,500万円高料金対策ということで、これ1本で繰り入れがあったわけであります。推移を見ましたら今年度高料金対策というのは、対策にからむ額というのは1億7,621万4,000円の減になっておりまして、実際は6億887万8,000円であります。

そういうことになりますとなかなか会計が大変だということで、多分本来交付金で算定されております水源開発起債の部分の利息相当分ですか。そのあたりが今回繰り入れされておりまして、それが5,151万6,000円であります。それであわせて今回6億6,000万円と、こういうことであります。

前年度に比べますとなかなかきついということがこれでもわかるわけでありまして、今年 100パーセント 要するに水道会計についての交付金算定されている中で、100パーセント出しているか出していないかという問題について、あとは広域化のものがあってそれはまだ出していないということでありますが、それを調査させてもらいましたら1億2,600万円ということでありました。それを加えますと7億8,600万円になるわけでありまして、だいたい昨年並みということになります。

私はやはりこの会計やりくりの中で一般会計に頼らざるを得ないこの内容を、私はやはり 100パーセント交付金算定をして、交付金が来ているものを100パーセント繰り出して、 そしてこの水道会計に繰り入れていただくことによって、去年並みのことができるのではないかというふうに思います。

ちなみに高料金対策というのはどんどん、どんどん減っていきますので、来年度はもう今年6億円なのが来年は5億円になりましてまた1億円減ります。そして平成30年には2億3,000万円ということでもう半分以下になっていくと。極端に言えば去年のだいたい3分の1になります。

水源開発の問題でいきますとこれもどんどん減っていきまして、今年は5,100万円ですが来年は4,900万円と。それで30年になりますと1,400万円ということでほとんどもう微々たるものになっていくと。

そういった中で広域化もそういうわけでありましてどんどん減っていきまして、今現在1億2,600万円今年はみましたけれども、来年は1億2,000万円弱と。そして平成30年には1,900万円になってしまうと。

こういうことで今のルールを繰り返していきますとどうしようもなくなる。要するに料金値上げをもう公然としていかなければならないという事態に陥るわけであります。私はこういった昨今の経済状況の中で、前段の説明の中にもありましたように、市民が耐えられる料金ではない今の現状。まだ上げなければならない要素がこうして出てきているということを、ひとつ皆さんに訴えてみているところであります。

そして給水量もみますと、給水量の面からだけでみますと、給水予定量、当時計画された 3分の1の事業であると。そしてその施設を維持しながら、そしてまた今回の岩野下という ように老朽管の更新があったり、あるいは遠隔システムだとか、あるいはまた今出ましたよ うにパソコン等のシステムを更新していかなければならないという、出費はもう目に見えて わかるわけであります。

私はこの施設を維持管理していくには、水道料金では耐えきれないこういった事業だというふうに断定すべきではないかというふうに思っています。ですから私は、現在の料金を維持するだけで、先ほど言いましたように100パーセントでやっと去年並みということであります。これからやはり繰り入れの基準というものも、ただ、今までのルールだけではもう到底間に合わないという事態だというふうに考えております。

昨年度は景気対策ということで5カ月間の基本料金半額という、市長の大英断で基本料を下げたわけでありますが、せめてこの状況でありますと、それを継続するためにもなぜこの 広域化の予算1億2,000万円を繰り出せなかったのかというあたりは、やはり私は残念で ありません。これから将来にわたっても大変な事業でありますので、この施設を持ったから にはそれなりの、やはり使命を我々は負わなければならない。そういうことでひとつ今回の 繰り入れの問題はいかがなものかということが主な理由であります。以上です。

議長次に原案に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 私は市民クラブを代表しまして、第22号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加するものであります。ただいまの反対者の現状認識、全く同じ認識であります。しかしながら、この予算をみますと、例えば経常費用をみますと21億2,320万円と昨年より2億4,300万円の削減であります。給水原価も1立方メートルあたり320円12銭と34円20銭も下げております。一方、有収水量が660万6,047立方メートルと昨年より3,440立方メートル減る中で、給水収益を16億6,649万円と1億4,200万円上げ、供給単価と給水単価との差損を1立方メートルあたり67円85銭と大幅に改善をしております。また、水道料金の収納を現年度分については97.3パーセント、滞納分については40パーセント計上している。これは職員の奮闘を期待できるものと思っております。

さて、水道料収入と償還金の元利合計がほぼ同じ17億円であります。減価償却費をはじめ維持管理費、修繕費は高料金対策での他会計からの繰入れがなければ計上できないという状況は、いまだ改善されておりません。この理由をかんがみると初期投資420億円という巨額の負債を、企業努力によって返済をするということは大変厳しいものであると考えます。日本有数の山紫水明の地でありながら、日本有数の高い水道料という負の遺産をいかにして資産に転化するかを、市民の皆さまと共に考えていかなければならないと考えます。

市内320キロメートルにも伸びます水道管の漏水に注意をしながら、多様な水源の維持に努め、今年度予定をしている遠隔監視システム工事、栃窪、岩野下地区の老朽管更新工事 そして蓄電池交換工事など、安心・安全な飲み水の供給のために必要な工事を安全に行うことを期待して、賛成討論とするのであります。

議長次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第22号議 案 平成22年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

### ( 賛成者起立 )

起立多数。よって第22号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、第17号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第7、第18号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第8、第19号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計予算、日程第9、第20号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算及び日程第10、第23号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計予算の以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長・今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会は平成22年3月2日に付託されました事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、ご報告を申し上げます。

まず審査の状況でありますが、期日は平成22年3月4日であります。委員の出席状況は9名全員でありました。議長からも出席をいただきましたが、午後から公務のため欠席という状況でありました。審査の内容でありますが執行部から市民生活部長、福祉保健部長、大和病院事務長、城内診療所事務長、他関係いたします次長、課長、係長から出席を求め、審査を行ったところであります。執行部から予算の説明をいただき、それから質疑、討論、採決と行いました。採決は原案に賛成者の起立によって採決を行いました。

それでは第17号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算の審査の状況をご報告いたします。まず主な質疑でありますが、基金残高を含めまして他の自治体にも見られますように、国保会計の今後を心配する質疑が多く出されました。このことについては市長と相談をしながらこの1年どうしたらいいのか、国保の運営協議会の進み方も入れながら一般会計からの法定外の繰り入れ等も視野に、検討していきたいとこういうふうな答弁でありました。また、これに伴いまして保険料アップの滞納も懸念される等の質疑もありました。

また、医療費抑制といたしまして特定検診、特定保健指導が始まっていますが、これはまだ始まって2年なのでこれからまだデータを取りながら検討していきたいというようなことでありました。それから早期発見、早期治療で医療費を抑制すべきだと。また資格証、短期証については考えていくべきだと、こういうような質疑も出されております。

そのあと討論を行いました。まず反対討論ですが、本来の趣旨からいう皆保険制度その趣旨に立ち返って資格証等の問題は先送りすべきだ。納税相談をもっとやって啓蒙するべきだ。 そうすることで無用な経費をかけなくても済む。ペナルティーをなくしている自治体を学ん だらどうかというような反対討論でありました。

賛成討論は国民皆保険これを守っていくには非常に厳しい状況にあることが理解できた。 国民が等しく医療のサービスを受けられるそういう精神に立ち返ると、やはり自治体には限 界がある。国が医療保険制度をきちんとしていくことが今求められているのではないか。厳 しい一般会計からの繰り入れ、そうした中でこうした予算を掲げたこれについて一定の評価 をするという賛成討論がありました。

採決の結果、賛成が7名、反対が1名ということで起立多数によりまして、第17号議案 は原案のとおり可決をいたしました。

続きまして第18号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計予算の状況であります。 主な質疑を申し上げますが、質疑の中で基金はどのぐらいを想定しているのだと。基金の残 高はどのくらいを想定しているのだということについて、平成22年度末については準備基 金の残高は2億1,900万円ぐらいを予想しているという答弁がありました。

それから待機者についての質疑がありました。この待機者については待機者が422人。 そのうちの介護度が4から5が218人。第4期計画3年間の中で特養、グループホームを あわせると232人分の定員を拡大していこうという計画であるという説明がありました。

また、費用についてどのくらいなのだという質疑がありました。月ごとの費用でありますが、八色園のユニット型タイプで月平均7万円くらい。みなみ園、まいこ園においては自己負担、食費も含めて4万円くらいであると。多床室の方が安いということで全国的に安い施設の要望が多く出されているということで、要望にこたえて県の裁量で個室化だけでなく多床室にも補助をしてもいいというような考え方が出ているというような答弁がありました。

その後、採決を行いました。採決の結果、第18号議案は全会一致で原案のとおり可決を されました。

続きまして第19号議案であります。平成22年度南魚沼市老人保健特別会計予算は説明を受けた後、質疑、討論なく全会一致で可決をされました。

続きまして第20号議案であります。平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。質疑の中で、この会計が2年くらいで廃止になるという話があるが具体的にはどうなのかということと、また老人保健会計に戻したらどうだとこういうような質疑がありました。

このことにつきまして廃止の動きについて県の連合会の中では、今の政権のとおり25年4月から新しい制度に移行するということを念頭に基金の取り崩し等を活用しながら、保険料のアップを抑えていくという説明がありました。22年度に中間とりまとめを行って、23年1月に新たな医療制度の法案の提出をし、23年春に成立という流れであると。また、老人保健を戻したらどうだという話については、制度が二転三転をすると相当の混乱が起きるだろうというような答弁でありました。採決の結果、第20号議案は全会一致で原案のとおり可決をされました。

続きまして第23号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計予算についてであります。

質疑の中で主なものは、一時借入金が今回 8 億 8 ,0 0 0 万円毎年どんどん増えているが、この借入金の解消策はというようなことと、看護師の採用計画についての質疑がありました。これにつきまして解消していくには、一般会計からの赤字補てんも考えられるが、また営業収益を上げて歳出を切り込んでそういう部分から徐々に返していく。又は医療機器を購入する負担を軽くするとか、そういうことから努力をしていきたいというふうな答弁がありました。また看護師については今年度 1 4人を採用し、産休、育休が 1 2人あったということで、若い看護師をとっておかないと将来の医療提供ができない。長い目でみていただきたいというような答弁でありました。

それから特別委員会の中で基幹病院が大和病院の駐車場のところに建つということで、新しく駐車場を確保する必要がある。そのときに大和病院を全部壊して新しくする、これらの話があるが、基幹病院を担当している保健課の医療機関の部分とかみ合っていないような気がするがと、こういう質疑がありました。そして基幹病院についてはうちの機関ではないので、全部情報が入ることはない。問題なのは医師がよく納得して将来自分の仕事としてここに残っていただいて、やれるような環境をどういうふうに作っていくかというのが一番の課題だと。このような答弁でありました。

そして採決を行いました。第23号議案、病院事業会計は採決の結果、全会一致で原案の とおり可決をされました。以上であります。

議 長 5件について一括して社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。 岩野 松君 国保についてお伺いします。国民健康保険はそれこそ先ほども言いました ようにいろいろな保険があって、非常に我々国民としては複雑な医療制度の中の一つという ふうに考えることもできますけれども、どこにも入れない人たちへの最後の皆保険制度の、 私は大切な保険制度だというふうに思っております。そういう中で国が、今、自治体が本当 に持ちこたえられないほどの高度医療やそういうのが増えていく中でも、そのための高齢化 もできたのだと私は思っていますけれども、それに対する自治体が持ちこたえられないほと の国の補助の負担が少なくなっているというふうに考えております。けれども、そのために 保険料を年々上げざるを得ないという状況だというふうに思います。そういうことについて の説明なり、何か審議がありましたらお聞かせください。

今井社会厚生委員長 確かに国からの率が下がってきているというようなところはあったと思ったが・・・ちょっと待ってください。確かにあったと思いますが。ちょっと細部まで記録をしていなかったのですが、確かにそういう国からの率が下がっているというような審議はありました。はい。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は10時50分といたします。

(午前10時30分)

(午前10時50分)

議 長 第17号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する 討論を行います。

岡村雅夫君 国民健康保険会計に反対の立場で討論に参加させていただきます。先ほどの質疑の中で報告の中にもありましたけれども、国民健康保険税の現状からして20パーセントの保険料金の値上げをしなければならない状況だという報告がございました。これは質疑の中でも私、しましたけれども、国庫負担金が1984年当時これは49.8パーセントが交付されていたわけでありますけれども、2007年度現在でいきますと25パーセントという半減しているわけであります。これが主な理由だというふうにいわれております。基金繰り入れを1億円しても、なかなか大変な事態だという報告を聞いております。私は審議の中で一番大変だなと思ったのが、資格証の発給で医療を受けられない状況を作っているこの姿勢について、私はいかがかという立場で反対の理由を述べてみたいと思います。

よく車が、外車が、とか2台も3台もあってとか、そういった言い方をするお話がよくありました。私、今回資格証の発給者137人おりますが、その所得階層はどうなっているかということで調査をお願いしまして、おとといいただいたところでございます。そうした中で137人の中で56人の方が100万円以下の所得であります。56世帯ですね。137世帯の中で56世帯。そしてでは100万円から200万円、こういう人が39世帯。これを200万円以下という考え方をしますと95件でありまして69パーセント。ほぼ7割の方が200万円以下の所得であります。

先ほど紹介しました本当に豊かな人という言い方をするのですが、車が2~3台とかという方ですが、1,000万円以上の所得の世帯が2件です。700万円から600万円の方が1件、500万円から600万円の方が3件、400万円から500万円で7件、300万円から400万円ということでは9件だそうですが、300万円以下の方々でしますと115件でありまして、84パーセントの方がこういった資格証を発給されていることを教えていただきました。

先般の国会の審議の中で、払えるのに払わないということが本当に証明できた場合以外は、 慎重に対処するようお願いするということが答弁されておりました。私はそれに沿って今の 調査をしていただいたわけでありますけれども、この世帯層というか所得層、国保のこの関係だけで調べたわけでありますけれども、私は他の滞納についてもかなり似通った状態。そ して重複して滞納されている方がほとんどではないのかなというような気がするのですが、 今後当局としてはそういったかたちで調査をするのが必要ではないかな、ということを思っ たところであります。

そしてこの調査あるいは委員会での審議の中でもこの資格証を発給すると、滞納者の改善、要するに滞納がなくなりますかとこういうお話をしたが、そのときは明確な回答がございませんけれども、今回担当者に聞いてみますところ、まず、資格証の前の短期証、短期証に移

る段階、そしてそれでも改善されないということでこの資格証発給になる。ですから資格証の発給になった時点でかなりこの改善は無理だと。減らないというような話も、要するに納税することは無理な人たちが多いという説明をいただきました。

私はこの実態をみると、所得からみても明らかに無理のある世帯があるなと。家族構成も若干この中へ加味したかたちで聞かせてもらっておるわけでありますが、200万円以下の家庭ではだいたい二人家族であります。300万円以下ですね。300万円以下の方々はほとんどが2.何がしということで、二人世帯ということで要するに老人であるか若夫婦であるか私はちょっとわかりませんけれども、そういう実態でありますのでそういったことであります。

それで私は、会計上、会計が成り立たないから皆さんから応分の負担を願いたいということでありますけれども、いろいろ軽減の問題も十分わかっているつもりですが、そうした中で軽減を受けた中でもこうした滞納をし、そして資格証に至ってしまうというこの実態を、それを放置していていいのかと。資格証というのは要するに窓口で10割負担であります。要するに満額払って、そしてこの行政の窓口で7割の給付を受けるわけであります。そしてその7割の給付を受けたものがそこで滞納に充当していただくと。そういうお願いをするということでありますので、本当に実費でお医者さんにかかるという事態が発生しているわけでありますので、この経済状況の中でこういった所得階層の人たちが当然かかれない常態、医者に行けない状態、お金がなければ行けないわけであります。そういうその悪循環を繰り返しているというふうに私は考えます。

本当に困っている方は少しぐらいの病気では我慢をするとか、あるいは市販の薬で何とか間に合わせてみようかとすると。そうした中で病気の悪化が来、そして手遅れになるという事態も全国各地でそういった報告がなされているところであります。私は皆保険制度、本当にそういった実態をきちんと知りながら、この発給をしている状態はいかがなものかということ。その立場で私は反対をしたいと思います。ぜひとも皆さん方この改善を図るためにもひとつご賛同をお願いいたします。

議 長 次に賛成者の発言を許します。

中沢一博君 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対しまして、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加させていただきます。先ほど来、話がございました。日本ではご承知のとおり乳幼児、生まれたときから高齢者までいざというときだれもが安心して医療を受けられる、この国民皆保険制度というのは、私は世界に誇る制度だというふうに自負しております。

先ほどの方の話の部分に出ておりますけれども、この制度はみんなで守っていこうというのがまず大前提であるということ。そして決して大変な方には全く背きしているのではないということ。必死になって相談をし、また何とかしてあげたい、そういうところから出発していると私は見ている次第であります。現実は近年、少子高齢化への急速な発展に伴い、医療費がかさんできているというのも事実でありますけれども、そしてやはり若い方たちが本

当に少なくなってきて保険料の収入が少なくなってきたのも事実でございます。けれども、 当市においても昨年度100年に1度といわれている大変な経済状況の中、他市が増額に踏 み切ったところを、当市は基金を取り崩しまして何とか維持をしたい、そういう思いでやっ てきた次第であります。そして本年度も依然として経済状況は厳しいのでありますけれども、 何とかその中でやっていこうということで、1億円の基金を入れてやっていく次第でありま す。

その中で私はこの点もかんがみなければいけないというふうに思っています。それはやは リ70歳以上75歳未満の被保険者の一部負担を1割から2割へ見直しを、という検討もあ りました。しかし、これに関しましては1年凍結をまずみたということ。そして次に資格証 明書交付世帯にいる子どもに対しては、短期保険証交付措置対象者を今は中学生でありましたけれども、高校生世代まで拡大したということ。そして出産一時金を38万円から42万円に引き上げたこと。これは本来ならば医療費負担の現実は9,395円にならなければいけないという発表がありました。普通だったら2割増にしなければいけない。

だけれども7,077円、9.3パーセントに抑えるという苦渋の判断であったというふうにみている次第であります。その中で1億円の基金を崩しまして、基金の残高も628万円と底をついたというこの国民健康保険の財政の厳しい状況を、やはりこのことも考えなければいけないのも事実でございます。

今後の少子高齢者社会にやはり持続で可能な医療を受けられるようにすること、これが大事であります。持続可能であります。このことをもって今、治療重点から予防医療と転換をしてきたわけでありますので、私たち被保険者もやはりできることはやっていこうということ。例えばジェネリック医薬品の普及などにより、私たち患者の医療負担の軽減もされるわけであります。この伸びる国民医療保険の抑制にもつながるわけであります。また、この予防医療を今一生懸命今考えている次第であります。

そういうことをやはり保健課と連携も密にしていく必要もあるというふうに改めて感じているわけであります。また公費負担のあり方も考える時期が来ているのも事実であります。 ただ、ただ反対というかではなくて、どうしたらみんなで守れるかという、そういう発想に立っていただきたいというふうに私は思う次第であります。

弱者を守るセーフティーネットであります。皆保険制度を守らなければ、本当に救われないのであります。全員が10割負担になったら大変なことになってしまうのですよ。そのことを考えて私はまったなしの改革をまた期待し、国民健康保険特別会計を賛成の立場で述べさせていただきます。以上でございます。

議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 第17号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、私は市民クラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加をいたします。私が言うまでもありませんし先ほどの話にありましたけれども、健康保険は国民相互の助け合いのも

とに成り立っているものでありまして、とりわけ国民健康保険はその国民皆保険制度を支える基盤の部分を担っているわけであります。したがって病気になったとき、先ほどの話にありましたけれどもだれもが安心して医療にかかれる。そしてまたそのことは先にも話が出ましたけれども、いわば私たち市民の命綱であるわけであります。

よく言われていることでありますけれども、払えない国保であってはならないわけでありますし、そのため病院にかかれないではまた困るわけであります。その意味では先ほど岡村議員の言うように、国保税は安い方がいいに決まっているわけでありまして、まして今の雇用状況も経済情勢もいまだ厳しく、市民の収入増も急激には期待できないわけでありますのでなおのことであります。

したがって国も市も経済対策を積極的に今行っているわけですし、一昨日議決いたしました22年度一般会計予算をみてもそのことがうかがえるところであります。そこでこのとき、経済対策を行いながらなおかつ、どこまで市民の安心、安全のために国保会計の中で努力したか、できたかであります。そういう観点で22年度の国保会計の予算を見てみれば、国は制度改正におきまして21年度までの暫定措置とされていました国保財政安定化事業、高額医療費共同事業などの国保財政基盤強化策を4年間延長することを決めておりました。そして先ほど話がありましたように70歳以上75歳未満の被保険者の2割負担への見直しも1年間凍結延長ということを出しておりました。

さらにこの不況を受けまして被自発的失業者の国保税について失業から一定期間でありますけれども、前年の給与所得を100分の30として算定をするというような方針も出しているわけであります。そして先ほど来話がありました資格証明書交付世帯の子どもたちの話でありますけれども、短期保険証を発行する処置を、先ほど話がありましたけれども、中学生から高校生まで範囲を広げるというように講じながら、この経済情勢を考慮した対策を講じているわけであります。

市におきましても基金 1 億円を取り崩しまして、基金残金はほぼゼロであります。底をつきました。これでは年度内の予期せぬ医療費増を考えれば、大きな不安もあるわけでありますが、この時期の市民の負担を少しでも軽減しようとする努力の現れとして、むしろ評価のできることだというふうに私は思いました。国及び市のこうした対策を講じて、それでもなお約9パーセントの国保税の増で予算を組まなければならなかったというわけでありますが、その背景には現状の国保制度の中での運用から 先ほど話がありました、この倍も上げなければならないというところ。不足が生じれば繰上充用なども考えながら、これ以上今年度は上げられないという努力が伺えるわけでありますし、来年度以降は一般会計から法定繰り入れも含めて検討を考えているということであります。

私は基金が底をつくことも、22年度保険税が通常であれば相当上げなければならないということも予測はできたことと思いますし、保険税の4億7,000万円を超える滞納の状況から、そしてまたこの経済情勢で国保税を上げればさらに滞納を生み、滞納になれば回収が難しくなるという悪循環も考えられるわけであります。本当はもっと早く検討を始めるべき

だったという思いもありますが、目的税であります国保税と現状の国保制度の原則ということから考えれば、現状が見えるまで慎重であることも仕方ないかなというふうに思っております。

そしてまた23億円の財政調整金があるじゃないかというようなこともありますが、災害時の対応財源も考えておかなければならない。そしてまたこれから合併特例債活用事業とはいえ起債事業が増える。その償還。そしてまたそれに伴う維持管理など将来負担も考えなければならないとなれば、23億円といえども私は十分すぎる額ではない。加えて国保の加入割合等からみれば、一般会計から無計画に ちょっと言葉は適当ではないかもしれませんけれども 無計画に又は簡単に法定外繰り入れをすることが、いいことともいえないわけであります。

したがってその辺を含めて22年度の検討を期待するところであります。以上のことを考えあわせますと、財政が豊かで繰り入れも可能な時期、また、基金も豊富という時期であればともかく、今日的な財政事業と先々の安定した国保会計及び市全体の財政運営の維持からは、今予算編成は現状としてよしとしなければならないと私は思います。

といいましても先ほども話がありますけれども、国保税は安くて市民だれもが安心して医療にかかれることが、だれしもが望んでいることであります。そのためには一方では予防医療、保健体制の充実などの医療費抑制のため、今まで以上の行政対応をお願いいたしまして、 賛成の討論といたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

議長次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

議長討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第17号議 案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第18号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論 を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第18号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計 予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご 異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第19号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計予算に対する討論 を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第19号議案 平成22年度南魚沼市老人保健特別会計 予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご 異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第20号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第20号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第23号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

# (「賛成です」の声あり)

笠原喜一郎君 私は第23号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計予算に対しまして会派かたくりを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。政治の究極の目的は、私は市民の安全と安心を確保すると、そのことだろうというふうに思っています。その中でこの病院事業がもたらすその影響、そして任務は非常に重いものがあります。

私もこの1年間、大和病院に通院を今しております。母も城内の診療所に通院をしており

ます。近くにこうした医療機関が整備をされているということは、本当にそこで暮らしている住民、市民にとってみれば、なんともありがたく、そして安心をできるものであります。 しかし、今の現状はなかなか病院も勤務医の過労、そういった部分で大変な状況であります。 医師不足はこの大和病院あるいは城内診療所でもまた同じであります。

そうした中、21年度の病院事業会計では、その職員の頑張りにもかかわらず、単年度で2億6,300万円の純損失が生じているところであります。累積の未処理欠損金は17億5,000万円であります。このことはいくら病院事業がその地域にとって必要であるということであっても、これを少しでも縮小する努力をしていかなければならないというふうに私は考えております。

そうした中、この22年の4月1日から今まで病院事業を行ってきた地方公営企業法の一部適用を全部適用にして、管理者を置くことになっております。そして昨日発令をされた人事の中で今まで事務長というポストが事務部長というかたちになっております。そしてさらに事務次長を置くということになっております。それは今置かれている医師不足はこの事務部長が責任を持って担当すると。そして病院の運営については事務次長がまたやっていくという、そういう意味でこの医師探し、そして地域の安全を確保するというその姿勢に対しては私は評価をするところであります。

患者数の予想についても入院に対して1日平均192人、通院に対しては685人であります。年間に直せば入院で7万人、そして通院で19万人、それらを予定しています。これらは本当に人口に比べれば通院については一人の方が3回もその医療にかかるというそういう計算であります。そうした中、私は今まで取り組んできた機能評価、あるいは改革プランを着実に、また推進をしていただきたいと思っているところであります。

基幹病院が建設に向けて大きく踏み出しております。 4 5 4床という基幹病院。そしてそれにあわせてこのゆきぐに大和病院、そして市立病院をどう整備をしていくか。今年度まさに正念場であります。そうした中、今年度の4 1億9,6 0 0万円このことをきちんと確保するように、皆さん方から頑張っていただきたいと思っています。

「みつば」に書いてありました。看護師が今年は10人採用をしたいと、予定をしていると書いてありました。その中でやはりそこで働く職員が自分の職場に責任と誇りを持ち、そして働いてみたい、そしてあの病院に行ってみたいというそういう労働環境。そして市民の期待を担っているという誇りを持った職場にしていかなければ、職員は集まらないという書き方をしていました。まさにそのとおりであります。

私はそうした意味でそこで働いている職員がこれからもそういう誇りと、そして市民の負託に応えることを希望しまして、この23号議案に賛成の立場で討論をさせていただきました。全員の皆さん方のご賛同をお願いいたします。

議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第23号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計予算 本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第23号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11、第1号報告 専決処分した事件の報告について(大和クリーンセンター水処理施設増設(土木建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。 説明を求めます。

総務部長 第1号報告 専決処分した事件のご報告についてご説明を申し上げます。本件は工事番号、公処補第1号大和クリーンセンター水処理施設増設(土木建築)工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分とさせていただきましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

この事案につきましては平成20年6月定例会においてご同意をいただき、平成20年6月20日新潟セルティック・島田・桐生・井口特定共同企業体を相手方として契約締結を行い、2年間の継続工事として施工をしてきたところでございますが、今般、鉄筋の価格の実勢価格が大きく低下したことによりまして、建築工事請負基準約款第22条第6項の単品スライド条項の適用による減額、並びに水替工、土木工事等の変更増により変更契約の必要が生じました。

次のページをご覧いただきたいと思いますが、専決処分書のように平成22年3月3日、468万3,000円の増額変更とさせていただきまして、総額を5億4,455万1,000円とさせていただいたものでございます。

第1号報告資料として建設工事変更契約書の写し、それから変更概要調書を添付しておりますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 以上で専決処分した事件の報告について(大和クリーンセンター水処理施 設増設(土木建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議 長 日程第12、第42号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第13、第43号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、及び日程第14、第44号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についての以上3件を一括議題といたします。3件についての提案理由の説明を求めます。

総務部長 第42号議案から順次、ご説明を申し上げます。

42号議案は南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をお願いしたいものでございます。概略をちょっと申し上げますが、3議案にかかる部分は長時間労働を抑制し労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的といたしまして、労働基準法の一部を改正する法律が4月1日から施行をされますので、それに伴い関係条例を整備させていただきたいものでございます。

改正のポイントでございますが、月に60時間を越える法定時間外労働時間いわゆる超過勤務ですが、に対して使用者は50パーセント以上の率で計算をした割増賃金を支払わなければならないということでございます。これは割増賃金による使用者の経済負担を加重することによって、特に長い時間外労働を強力に抑制をしようとすることが目的というふうなことでございます。また、代替休暇制度の創設で、その引き上げる分の割増賃金のかわりに有給の休暇を付与する制度、代替休暇を設けることができる旨の規定が定められたことによる3議案の改正でございます。

42号の3ページ、新旧対照表でご説明を申し上げます。この条例は地方公務員法の規定によりまして、職員の勤務時間それから休日及び休暇の関係を定めた条例でございます。第8条の2を加える改正でありますが、正規の勤務時間以外の時間における勤務と定めてございますが、第8条の次に見出しにございますように、時間外勤務代休時間として条文の4行目になりますが、「当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、」真ん中略しますが、「勤務時間の全部又は一部を指定することができる」とありまして、第2項では最後に書いてありますが、「勤務することを要しない」ということでありますので、ここで有給の代替休暇となる定めでございます。8条の3、8条の4は今の条文を入れますので条文挿入による繰り下げでございます。

10条、休日の代休日の部分の改正でございますが、アンダーラインのように改正案の8条の2第1項なかほどにありますように、第3条第2項それから第4条及び第5条の規定により勤務時間が割り振られた日を第1項において「勤務日等」という役所の規定を入れましたので、その部分の改正でございますし、後段の部分は休日の代休日の指定で勤務日を指定することができる旨の規定がありますが、従来の休日の他に時間外勤務代休日等についてもその部分から除くという改正でございます。

その下の第15条の第3項の規定は第8条の2において略称規定を整備しましたので、南 魚沼市職員の給与に関する条例、平成16年条例第17号を給与条例というふうに略称で呼 ばせていただく部分でございます。それから附則第2項の関係が記載されておりますが、南 魚沼市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正を附則でお願いし たいものでございます。

この条例は地方公務員法第55条の2の第6項で職員は条例で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動をしてはならない旨の規定がありまして、それを受けて条例で規定をしているところでございますが、第2条に時間外勤務代休時

間を加えさせていただくとともに、2号を二つに分けさせていただいて、並び以下になりますが、並び以下のものを第3号というふうにしたいということでございます。

2ページ附則の1項に戻っていただきまして、第1項でこの条例につきましては22年4月1日から施行をさせていただきたいという部分でございます。

続きまして第43号議案でございます。育児休業等に関する条例の一部改正でございます。本条例は地方公務員法の育児休業等に関する法律に基づきまして、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めた条例でございます。今回の改正は育児休業法では3歳に満たない子を養育するために、3歳に達するまで育児休業ができると。そういう制度でございますが、そのほかにこれは当市では該当がございませんが、育児短時間勤務の承認という制度がありまして、これは小学校就学始期に達するまで常勤の職をしめたまま、幾つかの勤務体系がございます。5つほどあるのですが勤務時間の10分の1を勤務するとか、8分の1を勤務するとかという非常に細かい部分がありますが、その規定がございます。

3ページの新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。16条の部分は今ほど申し上げましたように該当はございませんが、育児短時間勤務職員についての給与条例の特例が定められているものでございます。時間外勤務代休日としたときの割増しをしない部分の規定でありまして、欄の中の13条4項と5項の読替規定をそれぞれ追加させていただくものでございます。これは次の議案にあります第44号でお願いする給与条例の一部改正で4項、5項が追加されておりますので、加えさせていただくものでございます。

4ページでございますが、第19条の改正これも当市では該当はございませんが、任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例を定めるものでありまして、前ページのものと同様でございます。1ページに返っていただきまして、附則では施行期日を22年4月1日からとさせていただきたいものでございます。

次に44号議案についてご説明を申し上げます。職員の給与に関する条例の一部改正をお願いしたいものでございます。3ページをご覧ください。新旧対照表でご説明を申し上げます。この条例は今ほど言いましたように、給与に関して定めた部分でございますが、第12条は職員が勤務をしなかった場合の給与の減額についての規定でございます。給与減額から除くものとして従来の休日、それから有給休暇、休暇の他第42号議案で申し上げました時間外勤務代休時間を明示をさせていただくというものでございます。

第13条に3項を追加させていただきたい部分でございますが、4項では1カ月間の超過勤務時間が60時間を超えて勤務した全勤務時間に対して1号で100分の150を乗じて支給をする旨の規定でありますし、2号では60時間を超える振替代休にかかる部分の支給割合でございます。5項では第42号の議案で改正をお願いしております、時間外勤務代休時間について休暇とした場合は、割増賃金を先ほど言いました割増し分を支給をしない旨の規定であります。非常に回りくどく書いてありまして、結果的には減ずるということは支給しないということなのですが、大変申しわけありませんがそういうかたちでございます。

それから4ページ中ほどの第6項でございますが、2項に規定する再任用短時間勤務職員

及び任期付短時間勤務職員についての規定でございますが、1日の所定労働時間であります 7時間45分に達するまでは割増しをしないという定めでございます。

16条の2の改正でございますが、病院事業の公営企業全部適用の関連で右側の現行の方ですが、アンダーラインの部分が不要となりますのでここで削除をお願いするものでございますし、最下段につきましては別表第1の医療職給料表の部分でございますが、同様の理由でアンダーラインの部分を削除させていただくものでございます。

2ページに戻っていただきまして附則でございますが、平成22年4月1日から施行をしたいということでございます。以上でございますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 一括して質疑を行います。

寺口友彦君 確認の意味でお願いしますが、要は60時間を超えて勤務した場合5割増しの賃金ということで計算をしますが、問題はそれを7時間45分ということで割り返した場合、1日勤務とか1.35日勤務とかというような勤務になると思うのですが、それの割り振りというものは今の説明だと、例えば超過勤務にならないようなかたちで割り振りをして、超過勤務が発生しないように割り振りをするというふうに考えていいわけですか。

総務部長 そういうことではなくて、60時間を超えた部分について、要は休暇として休んでいいですよということになる。ですので、例えば一番いい例は・・・ちょっとすみません。今資料を探します。例えば具体的な例で申し上げますと、超過勤務を月76時間したと仮定をします。月60時間を超えますので16時間の分の超過勤務の支給割合を25パーセント引き上げるわけです。今例えば100分の125であればそれを100分の150になるわけですので、25パーセントの支給に代えてその代休時間を取ってくださいと。いわゆる休んでください。

そうすると16時間を超えておりますので、それの25パーセントですので4時間、超過 勤務は16時間、60時間していますけれど、その中で4時間だけ休んでください。という かたちになります。

ただ、4時間休んでもそうするとさっき16時間ですからもう12残っているわけですが、休み時間としてはそうなのですが、超過勤務の方とすると76時間分の100分の125要は0.25分のものは支給をする。ですので、通常の支給はしているのですが、それを60を超えたときには60を超えた分だけを休んでください。休まなければそれは先ほど申し上げました150で賃金が支給なのです。

ですので、使用者 この辺は労働基準法ですので会社の社長さんをイメージしていますが、使用者は休んでもらわなければ150払わなければならない。そのかわり休んでもらえば125でいいということになりますので、それによって抑制をしようというのが法の趣旨のようです。我々、私どもはその基準法を受けて今ほどの3条例を改正させていただきたいということでございます。よろしいですか。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 第42号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第42号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第42号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第43号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第43号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第43号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第44号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第44号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部 改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第44号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、第45号議案 南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 それでは第45号議案 南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

平成22年度から病院事業に地方公営企業法の全部を適用することとなりましたので、地方公営企業法第38条第4項の規定、これは企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めるという条項でございます。これによりまして条例を制定するものでございます。基本的には

現行の元条例といいますか、南魚沼市職員の給与に関する条例に規定されている病院事業職員の規定を、条例を制定して移行するものでございます。

それでは1ページ目をご覧いただきたいと思います。第1条は趣旨でございまして先ほど申し上げたとおりでございます。あと第2条、給与の種類それから第3条、給料表それからめくっていただきまして第4条、給料の調整額。これは例えば元条例でいきますと7条になりますし、それから第5条の管理職手当これは元条例でいいますと7条の2になります。それから第6条、扶養手当これは元条例でいいますと8条になります。そういうふうにずっと例えば第8条が住居手当、第9条は通勤手当、第10条は単身赴任手当、それから地域手当ずっとございますが、それぞれその元条例を移行しておりますので、私も全部見てみたのですけれども、必要最低限といいますかそういう部分を移行してございます。

めくっていただきましてちょっと説明をさせていただきますが4ページ、先ほど給与の減額がございましたが、これは4ページの23条、給与の減額でございますが、これは元条例の12条にございます、先ほど第44号議案の中で規定されているものをこちらの方に落としてございます。

それから右の第5ページをご覧いただきますと、第25条に専従休職者の給与の支給制限。 これは組合の専従条項等が入って地方公営企業等の労働関係に関する法律、第6条第1項と いうのが組合の専従規定そういったものが入っております。

それから第26条の育児休業の承認を受けた職員の給与。これは先ほど43号議案のもの をこちらの方に落としてございます。

それから29条、委任でございますが、これはこの条例に定めるものの他、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が別に定めるということで、多くのものが規定で別に定めるようにしてございますので、その辺をご了承いただきたいと思います。

それから6ページをご覧いただきたいと思いますが、6ページは附則としまして施行期日。 この条例は22年4月1日から施行する。それから2項で経過措置が謳ってございます。

それからその3項でございますが、3項はこの条例を作ることによりまして、制定することによりまして南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正というのがございますが、これは次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

これが附則の第3項関係でございまして、南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の新旧対照表でございます。第2条で特殊勤務手当の種類は、次のとおりとするということで(1)から(4)までが略でございまして、(5)をその救急等業務手当というのを救急業務手当にするということでございます。

それから(6)時間外等特殊業務手当これを削って(7)を(6)に繰り上げるということでございます。これは病院の部分を除きますので、それを別に定めますので、そういうふうな改正をさせていただきたいということでございます。

それから第7条の救急業務手当がございますが、救急等業務手当を表題を救急業務手当に 改善をさせていただきまして、それを削除させてもらうわけですけれども、7条の新しい方 を見ていただきたいのですが、救急業務手当は養護老人ホームに勤務する職員ということで、病院職員に対しましては病院事業職員の特殊勤務手当等支給規定で別に定めますのでこれを削除させていただくものでございます。それから第8条も同じ理由で削除をさせていただきます。はぐっていただきまして、以下8条を削除させていただくというものになっております。

説明は以上でございますがよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようにお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第45号議案 南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び 基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第45号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の開会は1時ちょうどといたします。 なお、議員の皆さんは12時45分には議員控室にお集まりください。以上です。

(午前11時47分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議 長 日程第16、第46号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第46号議案について提案理由を申し上げます。本補正予算につきましては、国の2次補正予算による総務省の委託事業、「緑の分権改革」推進事業に県を通じで提案、応募をしておりましたところ、このたび委託先候補として決定の通知がありましたので、急きょ追加で補正をお願いするものであります。当市の課題であります地盤沈下対策等に対応するため、地下水熱を利用した屋根融雪、冷暖房住宅を建設し実証実験を行うとともに、太陽光発電、小型風力発電もあわせて設置し、豪雪地での耐久性、有効性を検証しようというものであります。

また加えまして当市における森林の整備状況を調査し、今後期待される温室効果ガスいわ

ゆる二酸化炭素の削減量及びそれらによって生ずる環境価値の検討を行い、カーボンオフセットの制度導入に向けた課題を検討するものであります。

そのために13、14ページの方の歳出の方にありますように、推進委員会の費用弁償に50万円、住宅の設計管理監督委託料に200万円、分析委託料に210万円、住宅建設工事費に3,580万円。及びカーボンオフセット・クリーンエネルギー利活用実証調査委託料に460万円を計上したものであります。

また、県を経由した国の委託事業ですので歳入総額は4,500万円。これは全部県委託金として計上し、予算総額は歳入、歳出それぞれ335億5,309万円としたいものであります。また執行につきましては繰越明許費とさせていただきたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようにお願いを申し上げます。

補足説明ありません。このままです。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 ただいまの市長の説明の中で、太陽光それから小型風力発電という発言がありましたが、これは住宅自体に太陽光パネルをはったりとかそういうようなかたちでの住宅建設のかたちになるのか。この住宅についての説明をお願いします。

市民生活部長 この雪国仕様で高気密高断熱の住宅をまず1棟普通のかたちで建てたいということで、そこにどういうかたちで例えば太陽光パネルを設置して冬に耐えられるかとか、あるいは風力発電をどこにどういうかたちで、例えば敷地のどこへセットした場合が一番効果的であるかというような部分も、すべてを雪国仕様の中でどういうふうに耐え得るのが一番効果的かというのを検討しながら、これから詰めていく段階であります。普通の暮らしを1年中していった場合に、どれだけの効果が出るかというようなことを調査をしていきたいということですので、おおむね40坪ぐらいの家を想定をしながら検証実験をしていきたいという考え方であります。

寺口友彦君 要するにクリーンエネルギーということがありますので、例えば小水力発電であるとかそういったところの部分まで含めてやれるということでしょうか。

市民生活部長 クリーンエネルギーの関係では小水力についても検討がなされるべきところでありますが、今回のこの実験のためには小水力まではしないで、地熱と太陽光と風力というこの三つ。実用可能な可能性の高い部分で実証実験を行いたいという考え方であります。

岩野 松君 ちょっと私がわからないのですけれども、これはではモデルハウスをこうやって作るということと考えていいわけですね。その中にそういうのを利用したモデルハウスということで。設置場所とかそういうのはどういうのを想定しているのでしょうか。

市民生活部長 モデルハウスはそのとおりでありますのでそういうふうにご理解いただきたいと思います。設置場所についてもまだ決まっておりません。ですので、今後設置場所をどこに作ったらいいかということ。公共や市の公有地に作ることだけは事実でありますが、まだどこに作るかというようなことについては考えておりませんが、これから国との協議に

なるのだろうというふうに思います。地盤沈下区域で規制があるわけですので、その辺がいいのかなというような思いはしていますが、まだこれからの課題であります。

松原良道君 今の質問に関連するようですけれども、今の説明の中で日ごろの日常の生活を体験しながらどういう内容になるかということですと、当然そこへ仮であろうが住もうという、住んでもらえるというかたちがとれると思うのです。そうしたのがこの補助金の中で最終的にその建物が建って、国の方のなにか指導 まだこれからだとは思いますけれどもその最終的な利用はどういうふうになって市がそれをまかって、本当に売買でもできるという式になるのか。その辺はどう考えていますか。

市民生活部長 確かにその課題が残るわけでありますが、たまたまこの事業につきましては平成22年度で終了する単年度事業だという、ひとつのまた条件がありまして、それからまた国の委託事業ということでありますので、所有権についてはあくまでも総務省が持っているということであります。

したがいまして今後の運用方法につきましては、まだなんとも申し上げられませんが、国と協議をしながら。せっかく作ったわけでありますので、壊すなどということはもちろんできないわけですけれども、有効に活用していきたいということでありますが。ただ、普通の通常の家庭のような実証データを取りたいな、というような思いはしているところでありますので、1週間ずつ空くようなかたちでの利用はよくないかなというような気はしていますけれども。そんな思いでいます。

(「市長、何かないですか」の声あり)

市 長 私の思いは、これは先般どなたかから質問ありましたように、若者とかということに特別限るということではありませんが、とにかく一般市民の方から住んでいただいて、最終的に今部長が話しておりますように、所有権の移転までできるかどうかは別にしまして、ある意味アパート形式的なことになるのでしょうか、そういうかたちで使っていただくと。

耐用年数が終わるころに引き取るなどということではなくて、なるべく早くこれは市が引き取って、そして一般住宅、まあ正式には一般住宅としてまた提供しながら、そういう実験を続けていければという思いでありますのでよろしくお願いいたします。

岡村雅夫君 要は多分融雪が主なる目的 それは暖房もあるかと思いますけれども と思うのですが、融雪ということになりますと地熱利用でいくと、温まった水を利用する とか、暖まった空気を利用するとか、その辺がどういうシステムかどうかわからないもので、 温風式か温水式かどちらか。

市民生活部長 どういうかたちをやるかということでありますが、地盤沈下という部分が一番問題なわけでありまして、それにつきましてこれまでずっと取り組んできたわけであります。今、実証実験をやっているあの泉田の住宅についても、地熱を、地下熱あれば地下水熱を利用した部分で、どういった融雪・消雪ができるかという部分が課題だということも評価をされた部分だろうと思いますので、豊富な地下水熱を利用した屋根融雪を今は検討し

ていると。地下水熱を利用した屋根融雪施設・・・(「水を温めるのかお湯を温めるのかということ」の声あり)

地下水の熱を熱源として、地下水の中を通したある一定の管の中を不凍液みたいなのが通るわけですけれども、そのものを巡回させながら消せるかというのが、一番コスト的には安いわけですので、そういった実験を今やっているのです。それらも含めた中でやっていきたいということですので、地下水熱を主体にした屋根融雪施設というのを考えています。

岡村雅夫君 温度差にもよるのですけれども、要するに外気とその地熱の差にもよるのですが、温度差によっては非常に結露が発生することがありますので、そういう部分にどういう対応をされるかというのが非常に問題になるのですが、そういう点で実証、実験の段階で方針をきちんとしないと、ただ表面にパイプをまわしてお湯をまわす程度だったらあれですが、内部に取り込むということになると、そういう問題も発生するかと思うので。ひとつまた資料等があればまた勉強してみたいなと思いますが、よろしくお願いします。

山田 勝君 2点ほどお伺いします。今ほど何人か聞いたように、やはりこの内容だけ 当初の説明不足というのがあるのではないですか。もう少しこういう方針でこういう住宅を 建ててという、説明をもう少し事前にすべきだなと今感じました。(「事前とはどこですか」 の声あり)何もこの、いきなりその一番下の住宅建設工事費3,500万円と。もうこれがぽんと出ただけでそれをどこに作る、どういう利用をするだとか、皆さんわからないで聞くわけなので、もう少し説明をするべきだなと感じました。

もう 1 点が一番下のその住宅建設工事費 3,5 0 0 万円で、これでその地熱利用だとか、太陽光設備とかそういったもの一切入っているのでしょうか。西泉田の住宅のところへ今回地熱利用のものをつけたわけですけれども、あそこでもだいぶ費用がかかっていると思うのですが、これで一切その設備費も入っていると考えていいのですか。

市 長 私が提案理由のときに申し上げましたけれども、いいですか、地盤沈下に対応するため地下水熱を利用した屋根融雪冷暖房住宅を建設し、実証実験を行うとともに太陽光発電と小型風力発電をあわせて設置して、この耐久性、有効性を検証しようというものですと。そしてその費用の内訳が、推進委員会の費用弁償に50万円、住宅の設計管理監督委託に200万円、分析委託料に210万円、住宅建設工事に3,580万円。それからカーボンオフセット、クリーンエネルギー利活用実証調査委託料に460万円を計上いたしましたと。

それ以上の説明は今ないのです。部長が言ったとおり、たった今決まってきたばかりですから。どこに作るとか、これから設計するわけですので、概要はこれだけしか説明できませんので、説明不足といわれてもそれ以上のことはなかなかでき得ないことであります。

場所もこれを想定 まだ応募はしましたけれども想定していたわけではありませんので、ではどこに作るとか。ただ、さっき部長が申し上げましたように、地盤沈下のその区域内これに建てなければやはり実証実験にはなりませんので、そのことだけでありまして、あとは全くまだこれから。なにせたった今決まってきたばかりでありまして、それで追加で補正を

させていただくということですのでよろしくお願いいたします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「まだ。これに全部設備費が入っていますか」の声あり)

環境交通課長 この工事請負費の中に先ほど言いましたすべてのものが入っているかということでございますけれども、総務省の方から委託先候補として決定されたものにつきましては、4,500万円というのが上限であると。さらにこれから協議をし、精査をしながらやっていくという条件がついております。先ほど言った内容をより増やすことはできないけれども、これからまた精査をしていくという、そういう格好になろうかと思います。よろしくお願いします。

市民生活部長 では、工事費の中に何が入っているかということ若干今、市長が言いましたけれども、今、予定をしている段階のものはだいたい40坪ぐらいの建物を作りたいというその費用でございます。それから地下水熱の屋根融雪のシステムをそこに導入をしたいということです。それから地熱冷暖房のシステムもあわせて導入するということ。それから太陽光の発電の装置もその中に工事費の中に入れて、というような段階までが今決まっているところであります。以上です。

山田 勝君 わかりました。それで、では確認だけさせてください。今言われたような 設備が当然地下水熱ということであれば、井戸を掘ってからということではない。今ある井 戸を使うというかたちなのでしょうか。井戸を掘ってその地下水熱の利用設備、太陽光パネ ル、風力設備そういったもの。それに高気密高断熱の40坪の家を建てて、だいたい3,50 0万円ぐらいで何とかなるとお考えですね。はい、結構です。わかりました。

牧野 晶君 ちょっとわからないのは、だれか住んだりするのですかそれは。そこのと ころを。

市民生活部長 まだどなたさんが住むとか決まっていませんが、できたあかつきには普通の生活、この辺で私どもが365日暮らしているような暮らし方をした方が一番データ的には取りやすいわけです。公募によるかどういうかたちになるかわかりませんが、今後その部分は決めていくということであります。365日住んでもらうことだけは、そのとおりであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第46号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算

(第6号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第46号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17、第47号議案 工事請負契約の締結について(光伝送路新設 工事)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第47号議案 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。本件は 昨年9月議会で予算議決をいただきました光ケーブルの架設事業の事業内示がようやく届き ましたので、工事を施工するにつきまして工事請負契約の締結の議決を賜りたいものでござ います。議案をご覧ください。

1の契約の名称は工事番号が情報基盤工第1号 光伝送路新設工事であります。2の契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額が7億3,290万円でございます。4の契約の相手方は株式会社NTT東日本-新潟でございます。5ページの入札調書でございますが、制限付き一般競争入札を3月11日に実施いたしました結果、入札参加が1社でありまして6億9,800万円で落札ということでございます。落札率が98.67でございます。次の6ページに契約の相手方の概要、7ページに工事の概要が記載されておりますのでご覧をいただきたいと思います。

なお、概略でございますがここで今お願いをした7億3,000万円でございますけれども、情報基盤通信基盤整備推進交付金が3分の1相当でございまして、30パーセントちょっとということでございますし、それから国の地域活性化公共投資臨時交付金が60パーセントほど。それからまちづくり建設事業債、合併特例債でございますが5パーセントほど、地域づくり基金貸付金の方で0.2パーセント程度、自己資金が20万円程度ということで予算の配分内訳になっております。

以上でございますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以 上です。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 幾つかお伺いいたしますが、まずその市の予定価格 7 億 7 4 0 万円。それに対して入札が6 億 9,8 0 0 万円ですが。数字の積み上げで行ったわけでしょうが、工事の仕様書といいますかそういうものというのは こういう事業については南魚沼市は初めてでありますので、当然仕様書についてはどういうものを参考にしたのかなという部分もあります。

それからもう1点は、県内の他市町村でも同様な導入事例もありまして、比較検討が当然された中で事業の方をどういうかたちでやるかと。今回は指名競争入札でやりましたが1社しか入札といいますか応札がなかったという・・・(「指名ではない。一般競争です」の声あり)一般競争入札ね。その中で応札が1社しかなかったということは、県内の他の事例と比べてどんなものかなという部分。

もう1つは3月の9日でありますが、原口総務大臣の方が「光の道構想」というものを公

表して今後こういう事業を展開するにあたっての三つの柱というものを示したわけなのですが、その中でもそのNTT 今回の東日本を含めてですがNTTについては、要するにインフラ整備といいますか、インフラ部門とサービス部門とを分割して、サービス部門については民間の競争原理を働かせてやっていくのだという。そういうような話をされて、この部分については5月の半ばごろに国の方針を決めたいということがあったわけです。そうしますと今、市が導入しようとしているのは21世紀型の市民サービスを含めたインフラ整備であるわけですので、そうすると国からのいろいろな資金といいますか、そういうもののリミットが迫っているという部分もありますが、やはりこの民間のプロポーザルといいますか、そういう部分が必要であったのではないだろうかという思いがあるので、この3点についてお伺いします。

総務部長 3点ばかりだと思うのですが、総務省の部分につきましては私どもも昨年の9月からやろうということでありますし、そもそもこのあとどういう動きになるかはちょっと承知しておりませんが。いわゆるその光ケーブルで情報の格差といいますか、それを一時も早くなくそうという部分でございます。このあとNTTさんが、今、民間ですので民間がまた分割するのかどうかはわかりませんが、そこについては私の方では致し方ないといいますか、どっちになろうがこの事業でIRUを整備してお貸しするということで、今のところは進むしかないというふうに思っております。

それから制限付き一般競争入札でございますので、ちょっと今、手元に持ってきておりませんが、これに参加できる方は数社あったというふうな確認をしております。その中で私どもの方で開示を申し上げてきたのがNTTさんだけだったということですので、一般的に問題がないものだというふうに思っております。

それから仕様書でございますが、地域情報通信基盤整備推進交付金事業としてするために 専門のところから仕様書を作っていただいて、それで入札についたということでございます。 以上です。

寺口友彦君 その仕様書自体どこが専門家といわれてもどこが作成をしたのかはちょっと判別いたしませんが、要はNTT東日本の仕様をそのまま専門家の仕様として利用してそこから予定価格を作り、そして一般競争入札を行ってNTT東日本がとったということであれば、入札の精神からしてちょっとおかしいと言わざるを得ないわけです。そこら辺がどうなのかという部分をお聞きしたかったわけであります。

それから総務省の部分でありますけれども、要は今回導入しようとしている部分についてのものが果たして今後、例えば教育であるとか、医療であるとか、福祉であるとか。あるいは公営企業でやっている下水道関係であるとか。そういったところの全体の市民サービスに当然使っていかざるを得ないわけです。

そういうのを含めた場合について、するとやはり民間からのプロポーザルというのが、この南魚沼市のこういうインフラ整備というものは、将来的なサービスはこういうものであると。それに対して必要なインフラはこれである、というかたちでの整備をしていくのが筋で

はないかなと思っています。

国の方も5月の半ばぐらいに方針を出すといっているわけですから、いったんそこでちょっと待ってでも、工事が間に合うというふうに私は思っているのですけれども、そこら辺についてのお考えをもう1回聞きたい。

総務部長 ご存知のようにIRUはもう貸すということが前提のわけです。いわゆるその第1種通信事業なら通信事業者に。そこと例えば整合性がない、例えばコンセントのプラグが違うとかということになれば、当然それはつなげないわけですから、仕様とするとNTT仕様というかたちにならざるを得ないのではないかと私は思いますが。仕様書はそういうふうになっているのだろうというふうに思っています。

それから総務省の部分でございますが、私どもがやろうとしているのは、いわゆる公衆の通信回線を使ったインフラを早くやろうということです。ADSLは確かに今はもうほとんど入っていますが、局社から長くなれば当然減衰してスピードが落ちているわけですので、そこを国の補助金をいただいて整備をして、情報通信を早くしようということですから。それがでは下水道の方の部分とマッチングするとか、そういう使い方の部分はまたちょっと別だというふうに考えます。

要は通信設備をこう 電話線を引くと同じなわけですから、それを国の補助金をいただいてやろうということでございますので、その後のでは教育の方でどう使うとか、その使うという部分とインフラを整備するという部分は違うというふうに考えております。

寺口友彦君 最後になりますけれども。そのインフラを整備してしまったあと、その後のサービスについてどうこうしようかといった場合については、またさらに設備投資が必要になるわけですよね、当然。今やろうとしているのは民間に対してのそういうようなインフラ整備であるわけですよ。こちらは総務省のデータなどを見ても、整備率は確かに平成19年の12月の時点で全国平均89.2パーセントです。ところが利用率は20パーセントぐらいであるというのは、これは一般のものであるわけですね。そうするとそういうのではなくてやはり将来的なものを考えると、総合的に南魚沼市にとってこのインフラ整備は、どういうサービスを提供するかというこれは先になければならないと。そういうふうに私は考えていました。それについてのお考えはどうか。

総務部長 どっちが先かになるのでしょうけれども、例えば今これから基幹病院ができるわけですので、光ケーブルの空き線がどの程度あるか私は今ちょっとわかりませんが、前にもちょっとお話があったような地域連携室の中に各データが飛び込んでいくとか、そういう使い方はこれから十分できるのだろうと思っています。

ですので、それを全部トータルで考えておいてから光ケーブルを敷設するという考え方ではなくて、光ケーブルは敷設をしてこれから使うということですから、当面はインターネットが早くなるわけですし、民間の場合は。空き回線があれば当然、ドクターと病院をつなぐような回線も専用のファイヤーウォールでできるというふうな話を私は聞いております。ですので使い方自身については、これからもっともっと発展をしていくのではないかというふ

うに思っております。

牧野 晶君 私はもう単刀直入に。この間の答弁だと5月30日までに敷せて、その先そのサービスはいつになるかちょっとわからないような感じの答弁だったと思うのですが。 上田にこの前引かれて、本当はあそこはADSLもつながらないところだったので、本当に地域の人は喜んでいるわけです。この光ファイバーが来ることによって、勉強の面、例えばいろいろなサービス、商売の面、本当にメリットがたっぷりあるので、私はもうできるかぎり早くNTTに陳情して、サービスができるようにお願いしていただきたいという点があるのですが、そこの点がまず1点と。

それとまたもう1点別のところは、この間の900万円、950万円の回線、電信柱の。 そこの答えが余りいい答えではなかったなと思うので、その後何か調べてあったら。やはり そこの部分はそこの部分で聞いておかないといけないので、答えられなければ答えられない でいいですけれど、そこの部分の2点をお願いします。

総務部長 私がこの間ちょっと覚えていることと違ってしまった部分があるのですが、今回の契約は3月31日までの契約と。当然総務省ですので、このあと総務省の承認を得て 当面5月31日まで延ばしていただくと。そのあと工期的には繰り越しになったあとやるわけでございますが、一応3月末ぐらいまでに工期としては伸びる可能性はあると。

非常に電柱に対する共架申請が手間がかかるのだそうでございます。このあとはそれこそ相手さまとの契約がまた別途になるわけですが、それでは敷設したところから供用開始をしていこうと。全部終わるまでしないにしようとかということではなくて、その辺はこれから契約の中でお話をして、できるだけ早く供用開始の部分を作っていきたいというふうに思っております。

それから電柱については誠に申しわけありませんが、その1年分ということで私の方は考えておりました。ちょっと答えにならなくてすみません。

腰越 晃君 これが終わりますと結果として、この市内にはNTTが持っている光伝送手段ですか光ファイバーと、市が持っているものがあるという、そういうことになりますよね。将来的にやはリNTTに譲渡するとかということは考えられているのか。というのはやはり行政が公的サービスを一般市民、民間まで広げていこうと考えた場合には、やはりそのインフラを持っているところがNTTであったり、市であったりという二重構造にこの市内がなってしまう。

そういった先のことを考えると、やはりここで市が整備をする、これはこれまでの経過を見てみますと仕方なかった部分があるかと思うのです。やはりNTTの方でどうでしょうかといったときには、なかなか地域によっては温度差がかなりあったわけで、それができなかったというように私は認識しているのですけれども、今度は市がやろうというそういう結果になっているわけです。

そういう経過がありますので、今後やはり心配なのは二つの持ち主が市内にあるということ。それのところを今後どのように整理をつけていこうというお考えがあるのか。これは市

が持つのか、あるいは普通であればNTTが持つというふうになると思うのですけれども、 その考えがあるのかどうか1点お伺いしたいと、そのように思います。

総務部長 7ページのところにございますように、途中が市の施設になるわけです。基本的には私も公衆回線はNTTが持つべきだというふうに思っていますので、うまくいけばそれは譲与したいなという気持ちはあります。現段階ではIRUという制度にのっかってやるわけですので、今すぐこの先譲与ということではなくて、当面は市の施設として管理をしていきたいというふうに思っています。このあとそれこそ契約を結ぶわけですので 工事契約の他に維持管理の方の契約もするわけですので、その中でまた考えていくことだろうというふうに思っています。当面すぐお答えが出せる問題ではないというふうに思っております。以上です。

山田 勝君 二つほど。一つは、これは全くすばらしいことが実現できるなと喜んでおります。それで一つは、これは直接NTTさんとの契約なのであれですが、一言だけやはり付け加えて欲しいなと思うのは、これだけの短期間に架設をしていく中で、多分民間の方に下ろしていくと思うのです。それで私はあるプロバイダの方から話を聞いた段階で、とにかくここは雪が重いのだということです。民間の方が下請に入って多分架設をどんどん広げていくのでしょうけれども、そのもとの財産は市のものであります。私は電気工事をやっていてアンテナを秋に立てますけれども、初雪でだいぶ折れるのです。それほどこの辺の雪は重いということを、一言NTTさんに付け加えていただければと思います。

それともう1点は、使ってなんぼだと思うのです。ですからこの7ページの図を見ても電柱から家庭までの引き込み、これはNTTでやりますよと。ではその後どうなのだと。どういう方式なのだといった、方式も含めてできるだけ市民にアピールを、PRをしていただきたい。そうすることで波及していっぱい使ってもらって、それが生きるのだと思いますので、ぜひ、それを進めてください。

総務部長 おっしゃるとおりだと思いますので、その旨また申し上げたいと思います。本当に議員各位も、各局社のところで、申込書をかなり取っていただいたりして努力をされて、残念ながらNTTが踏み切ってくれなかったということもありますので、その辺はまた広報あるいはFMを使って、利用のPRをしていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第47号議案 工事請負契約の締結について(光伝送路 新設工事)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第47号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18、発議第1号 土地改良予算の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

牧野産業建設委員長 それでは日程第18、発議第1号 土地改良予算の確保に関する 意見書の提出についてお願いいたします。午前中の請願第1号によるものです。ご審議の上 よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第1号 土地改良予算の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19、発議第2号 消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税減税を緊急に求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

岡村雅夫君 発議第2号でございます。消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税減税を緊急に求める意見書の提出についてでございます。これは午前中にあった内容とほぼ同じでございますが、繰り返して申しわけありませんが、政権が代わったあとにも2011年までに消費税を含む抜本改革の法的措置を講じるという附則が付いているわけであります。これがある限りはいつでも増税に協議ができるとこういうことでありますので、今政権の公約とは違う部分が出てきております。だいたい皆さんご存知だと思いますので、以上で説明を終わりますが。

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 ちょっとお聞きしたいのですが、消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税。前段の方はちょっと置いておいてなのですけれども、後段の部分については非

常に賛成できる点もあるわけです。余りその前のところばかり、先ほどの午前中の中では後段の方がメインだよと言ったけれども、結局のところはその前のところもあるわけですよね。そういうところで今後、出し方を考えていただければな、という思いがあるのですが。その点だけです。

岡村雅夫君 後段の方は先ほど説明をしてありますので皆さんおわかりのとおりと、こ ういうことでありますので、別に他意があってそうしているわけではありません。

ただ、実際リーマンショック以来の大変な経済恐慌が起きた中で、景気回復がなされないというか、本当にどん底に落ちたままというような状況なのが、先進7カ国でいきますと日本だけだというようなデータもあるようであります。本当にこの中で増税傾向が続いて、本当にそうして増税されたとしたならば、大変な事態が起きるということを私は心配して言っているわけであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 発議第2号に私は賛成の立場で討論に参加いたします。午前中のところの 討論でほとんど出尽くしたかと思いますけれども、消費税はやはり金持ちなどが安く済んで、 家計のほとんどを生活費に使わなければならない人たちにとってみれば、非常に思い税金で あるというふうに考えております。

そういう意味では、そして消費税が始まったときからみますと、大企業に法人減税が行われるの上、先ほどの討論の中で出なかったのですけれども、輸出大企業には戻し税があります。2008年の1年間で1兆1,450億円。これは10社だけだと。輸出産業の10社、そこを言いますとトヨタ、ソニー、本田技研、日産自動車、キャノン、マツダ、松下電気、東芝、三菱自動車工業、スズキと本当に大会社といわれるところへの消費税が還元されている。そういう逆進性が非常に強くて、そして低所得者ほど負担が重くなる。そういう消費税増税には、私はこれから先もしてほしくないし。

そして食料品にはやはり毎日の生活で本当に、先ほどの不払の問題なんかもありますけれども、そういう低所得者の人たちにとっては払わざるを得ない。そして、納めなければならない中間の商人や企業の人たちには、同じやり方をみんなさせられるということでは、非常に事務能力も大変になる。そういうことではまさに逆進性が高い消費税だというふうに思っております。

そういう意味でぜひ、この前、先ほど以上に大勢の方の賛成をもってこの意見書の提出を してほしい、そういう思いです。各自治体からそういう声をあげることが大きな要素にもな りますので、ぜひ、賛成をしていただきたいということで討論に参加しました。よろしくお 願いします。 議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第2号 消費税の増税計画に反対し、暮らしにかかる消費税減税を緊急に求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

起立少数。よって発議第2号は否決されました。

議 長 日程第20、発議第3号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは発議第3号の説明を申し上げます。この意見書の提出を求める陳情については先ほど報告したとおり、社会厚生委員会で全会一致で採択されたものであります。よって委員長が発議するものであります。

参考のために類似する内容で平成20年の12月19日にC型肝炎患者の救済の意見書が本会議で可決されております。また、3月12日に札幌地裁におきましてB型肝炎訴訟で全国初の和解勧告が出されております。これに続いては長妻大臣の方から政府全体で、次の5月14日の期日までに対応を協議するというような談話が発表されております。

しかし、いずれにしましても非常に多い患者数であります。膨大な財源が必要なのも事実であります。 C型肝炎の訴訟においては特措法で一人 2,0 0 0 万円の給付金ということと、またこの救済とは別途に新年度 1 8 0 億円の治療費助成も計画されているようであります。 C型肝炎並みの和解ということになると、さらなる財源が必要なことも事実であります。 しかし、カルテがある、なしによってこの患者の救済にまた不公平が生じるということも、国家の仕事の中でこれも問題も残ると思います。全員の救済がなされるよう、皆さんの賛同を得たいものであります。以上です。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第3号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に 関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、発議第4号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

塩谷寿雄君 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の説明をいたします。民主党は唐突に、マニフェストにも記載していない永住外国人に対する地方参政権付与法案を、通常国会に提出することを表明していましたが、2月中旬マスコミ等々で法案の見通しとなったわけです。見通しということでやめたわけではありませんので、この意見書を提出させていただきます。

なぜ今、急に外国人参政権の問題が提起されているのか誠に不可解なことであり、理解しがたいものであります。そもそも参政権を求めるならば、順序としてまず帰化を申請し、日本国民となって参政権を得るべきものだと考えます。平成7年2月の最高裁判決において憲法93条で地方参政権を持ちと定められた住民は、日本国民を意味するとされており、日本人であることが参政権を得る第一条件であるものと理解され、外国人の参政権を否定しており、外国人に対する参政権の付与は憲法違反の疑いが非常に強いとの指摘をされております。

そこで地方参政権の外国人への付与については、慎重に議論を重ねるとともに、地方の意見を十分に尊重するよう強く求める本意見書をご審議の上、多くの議員の皆さまご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 大変難しい問題ですので3点ほどお伺いいたします。

まず意見書案中の唐突に云々というところがありますけれども、この問題は今ほど言いましたように大変難しい問題で、10年以上も前から出ては消え、出ては消えというようなことで問題になっているわけです。唐突に、急に、というのが、これは昨年の12月の県議会に出された意見書をそのままあげてきたもので、そういう文面になっているのかもしれませんけれども、そこら辺のご認識をちょっと伺いたいというふうに思います。

2点目ですけれども、この問題の一番大きな問題というのは、戦後処理といいますか特別 永住者の問題をどう理解して解決の方向に持っていくか、という考え方が私は一番重要なと ころだと思うので、そこの考え方を2点目としてお伺いしたいと思います。

3点目としましてこの意見書の趣旨といいますかは、前段を読みますとこの永住外国人の 地方参政権に付与してはだめなのだよと言っているようなのですけれども、後段を見ますと これについては慎重に審議してくださいというような内容になっていますけれども、真意は どこなのかというところを、三つまず聞かせていただきたいと思います。

塩谷寿雄君 一番目の唐突に出てきたということなのですけれども、10年前からと言われていますけれども、非常にマスコミに騒がれるようになったのは、私の認識ですと出ては消え、出ては消えと先ほど佐藤議員もおっしゃられましたけれども、最近なのではないかなというふうに思います。

あと、2点目の特別永住者についてということですが、憲法でも謳ってありますとおり、 参政権というのは日本国民に与えられた、日本というふうにも謳ってありますので、永住権 ではなく帰化していただきたいと。帰化して参政権を振るっていただきたいと私は思ってこ の提出書を出しておりますし。

三つ目ですけれども、2番目とからみますが、なぜ他国の国籍を持って、我が国で参政権を振るうのか。そういったことがいまひとつ理解しがたいので、この意見書の提出とさせていただきますし、全く地方ではこれは議論をされていません。多分、うちの南魚沼市議会でも議論はしていないと思うのですけれども、そういう中で今、与党民主党が法案提出すれば数の理論で通ってしまうかもしれませんよね、そういった中で本当に地方だけにかかわってくるので、もっと議論した上での方がいいかなという意見書です。

笠原喜一郎君 非常に難しい問題ですので、なかなか判断がつかないわけですけれども。一つ、この中に平成7年2月の最高裁判決が示すとおりと書いてあるわけですけれども、ここの中では憲法上疑義があると言わざるを得ないというふうになっています。私が知る限りでは、永住外国人に対する参政権付与という部分は、この平成7年2月の最高裁判決によって地方選挙権を付与することは憲法上禁止されていないという、そのことがやはり一番のよりどころだというふうに思っているわけです。けれども、どうもこの書いている部分と、それから私が知り得ている状況というのは、全く相反するような感じがするわけですけれども、そこをまず1点お聞きいたします。

それから 2 点目ですけれども、いや選挙権を持ちたければ帰化しろという話ですが、では他国はどうだかということも、当然、塩谷議員は調べられていると思いますけれども。ここに私が持っている資料の中では、国会の選挙に対しては選挙権あるいは被選挙権を認めている国というのはだいたいが認めていない感じなのです。だけれども、地方の選挙については、やはり選挙権については結構のところが認めています。そういう部分を塩谷議員として、提出者として、どういうふうに思っているのかこの 2 点をお聞きいたします。

塩谷寿雄君 1番目の質問ですけれども、その言葉の意味のとらえ方というものが多分あって、私はこういうふうに認識したものであります。

二番目に関しては、韓国でも在韓日本人に対する法案が多分あがったと思うのですけれど

も、それに対しては否決を韓国ではされているわけですよね。全く今の日本人、永住外国人が逆の立場で韓国でやったときには、韓国では否決されていますし、我が国でも間違いなく、 先ほど申し上げているとおり、日本人固有。日本人ならできるやはり参政権だと思っていま すので、という思いです。

中沢一博君 ちょっと私は頭が悪いもので確認したいのですけれども。この意見書というのは、付与することに対して率直な意見、反対したいというような意見なのか、それとも慎重論議というふうにありますけれども、その判断がすごく難しいところが私もあるのです。すごくこれは大事な部分なものですから。例えばこの部分がおかしいから、もっと据え置かなければいけないとか、そういうものがもしおわかりでしたらお示しいただければありがたいと思います。

塩谷寿雄君 先ほども申し上げたのですけれども、まだ地方で全然議論というか多分どこの自治体も。行っているところもあるかもしれませんが、地方からの意見というのが多分出ていないと思うのです。ということで国の方で勝手にやられるということに対しての、もっと慎重にすべきではないかという思いです。

寺口友彦君 ただいまの7番議員に関連することでありますが、要するにこの意見書は 永住外国人に地方参政権を与えるな、という意味での意見書だったというふうにとれるわけ です。それなのか慎重な議論をしろという意見書なのか。どっちなのかということを7番議 員は聞いたわけです。どっちなのでしょうか。

塩谷寿雄君 慎重に意見を重ねながら議論されていないわけですので、地方でも慎重な 議論は必要だと思いますし、憲法でも謳ってあるとおり、先ほどから言っているとおり、私 は反対の立場で出すということです。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

中沢一博君 発議第4号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の提出について、ちょっと正直言って私も迷ったのは事実でございます。ですけれども、最後の言葉を聞いて、反対する立場で論議に参加させていただきたいと思っております。

我が国は多くの外国人が居住をしておりまして、日本人とともに社会生活を営んでいるわけであります。とりわけ大韓民国国民は 朝鮮半島ですか、本当に外国人が我が国に来て特別永住権を取得して多数居住しているのが事実でございます。その外国の方の総数58万9,000人というふうに聞いております。その全国の外国人の中で26.6パーセントも占めているというふうにも聞いております。

これらの人のうちで75歳以上と推定される方、一世といわれている方は、全体の6.1パーセントであるそうであります。二世から四世までが91.6パーセントであると。この二世以下の永住者は、まさに日本で生まれて育ち、学び、そして結婚をして子どもをもうけて、

また事業も起こして。その国に骨を埋めようとそうしている人たちであり、もう生活の実態 はまさに日本人と全く変わらないわけであります。

しかしながら、この日本の国籍は血統主義という仕組みを採用している関係で、日本で生まれ育った人でも両親が外国人籍の場合は、日本国籍を与えないという幾つかの権利が制限されているわけであります。これに関しまして1980年以前は、国民健康保険や国民年金にも加入できなかったのは事実でありますけれども、1979年には国際人権規約、そして1982年には国連難民条約に日本が加盟したことをきっかけとして、永住外国人の権利は少しずつ拡大されてきた経緯があります。

一方で、先ほど以来話がありましたように、では世界ではどうか。世界の約40カ国が何らかのかたちで外国人に参政権を付与しております。アメリカは国籍取得によって生地主義や自由国籍について認められているわけでありますから、別に帰化しなくても参政権は認められているわけであります。OECDに加盟している30カ国ではどうかというと、外国人参政権も自由国籍も全く認めていないのは日本だけであります。

しかしながら、残念ながらまだまだ国内のある言論はご承知のとおりでございまして、参政権が欲しければ帰化しろという、そういう主張があるのも事実でございます。これはやはりなかなかこの日本の植民地支配以来の経緯を無視しての、身勝手な主張ではないかというふうに私は考えます。国籍選択の機会を与えず一方的に外国人に対して、今度は帰化すればいいというような歴史的認識に欠けた、自己中心的な論議であると私は感じているわけであります。

税金を納めて、地方住民として地域でさまざまな役割を担っている永住外国人の方には、 その地位向上のために地方参政権を認めて、地域発展のために貢献してもらいたいことを私 は感じております。そして日本と同様に住民の義務を果たして、地域の共同体に参加しよう とするならば、住民として権利は保障されるのは当然かと思います。

そんなことで私はこの、ただその内容に関しまして、3点だけ確認をしたいと思っております。それはただ単にすべてただ付与すればいいという部分ではありません。下記3点を果たしていればと、私どもは感じております。

第1点には、外国人の国籍が同様の権利を与えていることを条件とする。いわゆる相互主義を採用することを意味しております。相手の国も認めてこそ、日本国も認めた上での権利であるということ。これがまず1点であります。

2点目が申請主義を採用するということであります。有権者としてこの日本の地域社会で 一定の役目を果たしていく意味であるならば、永住外国人に限り寄与する。すなわち自分が ちゃんと登録をするということであります。そのことを私は2点目に訴えたい。

3点目に選挙権を要件とする各種資格、すなわち人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条例の制定、また改廃、それから地方議会の解散とか及び議員、首長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれは付与しないということを私は思っている次第であります。

そんなことで、日本国憲法においても第14条にこうあります。「すべての国民は、法の下

に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会 的関係において、差別されない」と書いてあるわけであります。

以上の理由によりまして国会、政府において永住外国人への地方参政権の付与について慎 重論議を重ねることは、私は賛成でありますけれども、ただ単に付与しないというのはいか がなものかというふうに判断する次第であります。

急激に進む少子高齢化の中で人口減の社会を迎えた日本。グローバルリズムの荒波の中で 資源を持たない国、日本が、持続的に平和と繁栄を維持し世界に貢献していくには、内向き なナショナルリズムに陥った考えではもはやなくして、世界に理解されることはできないわ けでありますので、日本は憲法の理念に基づく人権、地方分権、多文化共生の人道大国の道 を歩む以外にその活路はないと申し上げたいと思っております。

以上の何点かから論議に参加させていただきました。以上でございます。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

関 常幸君 原案に賛成の立場から討論に参加いたします。前段の質疑の中で出ました 法律論につきましては、いろいろな法律学者がまさに二極に分かれているわけでありますの で、今、相当議論されているところであります。私の手元にあります資料の中で、今、傍論 の部分で、ということがありますけれども、そこのところも傍論の部分では確かに地方選挙 権の付与は禁止されないとあると。これが一人歩きしてしまったと書いてあるのです。この 傍論をつけた裁判官も平成19年には傍論を重視するのは俗論だと否定し、部分許容論の根 幹が崩れたというように学者が言っているわけでありますので。いろいろなとらえ方がある というふうなことを前提において、こちらの原案に賛成という中で私の考えを述べさせてい ただきます。

今、200数カ国ある中で、参政権を取り入れているのは24カ国なのです。大部分が欧州とアメリカとカナダとオーストラリア。それで今、一番問題になっているのは韓国なのです。韓国が今言われたように相互主義というようなことで日本に求めてきているわけでありますけれども、それでは韓国の実態を見ましたら、2006年に統一地方選挙があったときに、韓国に移住する人口20万人いたわけでありますけれども、そのうち日本人は51人しか投票できなかったのです。それは何かというと200万ドルですので、1億8,000万韓国に投資していなければできないというようなこと、1点なのです。

それから韓国の平均所得の4倍の高所得がないと認められていない。それから韓国では選挙に外国人が参加すると罰せられる、というふうなのが実態としてあるわけでありますし、あわせて今、韓国の日本をみると46万人がいるわけでありますし、韓国人は40万人なのです。実際に韓国人の皆さんが、まさに民主党政党を通じて選挙にかかわってきているわけでありますよね。

だからもっともっとこの問題については議論をしなければ、大変なことになるなというふうなことでありますので、今の時点では私はこの原案に賛成の立場で討論に参加をいたしましたので、ぜひ皆さんからもよろしくお願いをしたいと思います。以上であります。

議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 発議第4号に反対の立場で討論に参加いたします。先ほどの反対の討論者 とちょっと考えが違いますので、あえて参加いたします。

永住外国人の問題は、地方参政権は1996年に最高裁の判決が契機で国政の問題となり、 最高裁はその措置を論ずることは憲法上禁止されているのではなく、国の立法成案の問題で あるというふうに示していました。その後からそのそれに対する気運が高まり、地方議会で は法制化を求める決議は相次いで出されています。そして国会でも98年から民主公明共同 提案、それから日本共産党提案などが出され、何度も法案が審議されておりますけれども、 いまだに成案には至っていないということであります。

私どもとしましては、地方政治はすべての住民の要求にこたえるために、住民自身が参加することによって、という観点から永住外国人にも地方参政権を与えるべきだというふうに思っております。都道府県や市町村の首長、国会議員などについての選挙権だけでなく、被選挙権も、条例制定などの直接請求権、そしてリコール権なども認めているのが、共産党の立場であります。それがさっき言ったところと違うもので、ぜひ参加させてもらいました。

特にさっき言った韓国の問題。それから永住外国人を認めている国だけにという相互主義の問題などは、やはり私どもではちょっとそういうのには賛成しかねます。ヨーロッパではほとんどの国が、先ほどから言っていますけれども、定住外国人やそれから特定外国人だとかいろいろありますけれども、地方参政権は認めております。

そういう意味で特に永住外国人を地方の自治体の担い手としても迎え、また、日本の国民として等しく参加する政治を実現することは、この日本にとっても民主主義の成熟と発展につながるというふうな思いで、ぜひともこの今回の意見書には反対の立場で討論に参加いたしました。大勢の皆さんぜひ、反対の方によろしくお願いします。以上です。

議長次に原案に賛成者の発言を許します。

今井久美君 それでは発議4号に賛成の立場で討論をいたします。私はまだ提出者が言ったように結局、国会の方でもこれを提出、提出しない、そんな段階に入りました。私も提出者と同じようにこれを今出すという段階ではないと、そういうふうに思っております。ですから、ここで言うように慎重にこのことを取り扱うべきだということに賛同して、ここで討論をするわけであります。

私はまだそういう観点からここで法律論云々を今、申し上げるつもりはありませんけれども、皆さんから心情的に我が国、この日本ということをもう一度考えてもらいたいなというふうに思います。私は議員になりましてから毎年8月、先の大戦で亡くなられた戦没者の慰霊祭に参加させてもらっています。そこで戦後生まれの戦争の経験がないこの私が、地区の議員として慰霊の辞を読ませてもらっています。

本当にそのとき思うのが、愛する妻や子ども、そして家族を捨ててこの日本国のために散っていかなければならなかった彼らのことを思うと、私はどうしても今、この立場のある私たちが、この南魚沼市を、またこの日本を守っていかなければならない。そういうふうに毎

年強く思うのであります。

今、日本の環境をみますととても安穏としていられる状況ではありません。昔と違いまして今は武器を持たない経済戦争であります。アメリカの状況をみますと国債を他国にかなり押えられると、その発言、外交にもかなり影響してきます。日本もこれからの国債の発行について、国内で賄えるかどうかの瀬戸際まで来ております。そういった意味からこの経済上で押えられ、そして参政権までもと考えてしまうわけであります。

そして提出者が言ったように、我々地方議会でこの問題なんか全然頭の中にありませんでした。だから唐突なのです。先の衆議院選挙でも全然話題になりませんでした。本当に永住の方々のことを思っているのであれば、国政もできる選挙権でしょう。国選までも与えてしまったら怖いものがどこかにあるからですよ。なぜ、地方の議員が知らないうちに、地方参政権付与などという話ができるのですか。そういう意味で私は慎重にこのことを議論していくべきだとそう考えます。したがって皆さんからこの意見書に賛同をいただきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

議 長 次に原案に反対者の発言を求めます。

佐藤 剛君 発議第4号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の提出についてにつきまして、反対の立場で討論に参加したいと思います。

質疑の中でもお話しましたように、この問題は大変私にとっても当然なのですけれども難 しい問題でして、私はちょっと判断に困ったわけなのですけれども、今、私が知り得る範囲 で、やはりここでこういう議題になりましたので、意思表示をしてどちらかを決めなければ ならないというような立場で、ちょっと反対討論をさせていただきます。

この問題は先ほどから話がありますように、10年以上も前から出ては消え、出ては消え、今回もまた出せないというようなことになっている。これはどういうことかといいますと、 先ほど来問題になっているいろいろなことがからみあっての、大変難しい問題であるという ふうなことで、なかなかこれがその出ては消えというふうなことになっているのだと思いま した。

私はその中で一番問題になっているのは、先ほどちょっと言いました特別永住者の問題であるというふうに思います。この特別永住者につきましては、日本国内何十万人いるのでしょうか正確な数字はわかりませんけれども、戦前、韓国や台湾の人たちを強制連行して、強制的かつ一律に日本国籍を押し付けました。そして戦後一転して本人の選択権を認めないで日本国籍を奪った。そして衆議院議員法の附則の中で参政権をはく奪、さらには1952年サンフランシスコ講和条約の発効を期に通達をもちまして、旧植民地出身者の日本国籍をはく奪したというような経緯があるようであります。

そういう中でのその特別永住者についてどういうふなことにしたらいいのかというところが、私は今一番問題なのではないかというふうに考えます。したがいまして、この問題は単に地方の参政権の問題だけでなくて、外国人への差別、そしてまた日本の国籍制度、そして地方分権などさまざまな問題を私はこの中に含んでいるというふうに思います。そして先ほ

どもお話ありました、そういう中で今いる在日韓国人や朝鮮人の方々、今、三世、四世の方がほとんどであります。この方々、日本に生まれて育って同じように生活基盤をすべて日本人と同じくしているわけであります。

私は地方自治というのは、そこに暮らす住民の意見によって政策決定がされるべきだというふうに思っております。それにはまず先ほどもちょっと1件話がでましたけれども、反対論者といいますかこの参政権を与えることに反対論者の皆さんには、それにはまず帰化だと。国籍を取れというような意見もあるわけなのですけれども、その国籍の取得というのはなかなか難しいような状態になっております。

先ほども話がありましたけれども、アメリカではそこで生まれれば、帰化とかそういう問題ではなくて国籍が付くというような状態でありますので、問題はないわけですけれども、日本はなかなかそこら辺が難しい問題であります。自民党の中では、国籍を取得するのに難しいので、それを簡略化することで許可制ではなくて届出制にしようという動きも、かつてあったわけなのですけれども、それもなかなか今進まないような状態であります。そういう問題が一つあります。

そしてまた帰化といいますけれども、私は日本人に同化すること、それを意味するのであれば民族的アイデンティティといいますかそれらによりまして、在日外国人の方々がその帰化を拒否するのは私はある意味当然だと思いますし、帰化が進まない原因だというふうに思っております。

そして先ほどから話がありますように憲法違反解釈の問題ですけれども、それは今ほどのお話の中で、平成7年2月の最高裁の中で出ている部分が違って、かたや違法、かたや違法でないというようなところがありますので、そういう解釈の取り方によってまた違う問題もあるわけですけれども、憲法問題はそういうものだというふうに思います。

そして今ほどちょっと話がありましたように、確かに竹島問題とかいろいろなことを考えますと、小さな自治体においては例えば大挙してそういう方々が押しかけてきたら、地域社会が崩壊するという心配もする向きもあるかもしれませんけれども、これは永住外国人とこのことを直接結びつけることは、私はできないというふうに思います。

例えば思い出していただければオウム真理教が集団移住をした際、これは永住外国人ではないわけですけれども、同じような心配があったわけでありまして、永住外国人だから云々というような問題では私はないというふうに考えております。先ほど言いましたようにアメリカでは日系のアメリカ人が活躍しております。そのようなグローバル化が進んでいる中で、これから外国人を広く受け入れて、そして多民族国家に日本もならざるを得ないようなもう状況にもうなっている。そして外国出身の住民と隣り合わせに、あたり前に暮らす環境が整ってようやく今の世の中の、世界の普通の国家になるのだろうというふうに私は思うわけであります。この永住外国人に地方参政権を認めることはその第一歩だというふうに考えますので、私はそのことを支持しまして今回のこの発議案については反対すると。そういう立場で討論に参加をさせていただきました。皆さんのご賛同をお願いいたします。

## 議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

桑原圭美君 発議第4号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の提出について討論に参加させていただきます。私は賛成の立場で参加いたします。我が国に永住資格を持つ外国人に地方参政権を与えようとする法案の提出には、まだまだ慎重な議論が必要との立場であります。

日本国憲法第4章国会第43条に「両議員は、全国民を代表する選挙された議員でこれを 組織する」とあります。したがいまして、外国人に地方参政権を付与することは国民主権の 根幹をゆるがすものではないという意見もあります。しかし、国政と地方政治の境界を明り ょうにする文言はありません。自衛隊や、米軍基地や、原発。あるいは竹島や尖閣諸島といった諸問題は、地方議会といっても国政と国益に直接に結びついてきます。このため、外国 籍住民の投票行動が、国の外交安全保障政策に支障をきたす可能性は極めて高いものと思わ れます。

ちなみに現在永住資格を持つ在日韓国朝鮮人は約42万人から46万人といわれております。さらに民主党は一般永住者、約49万人にも地方参政権を付与しようという考えを持っております。うち中国人は約14万5,000人であります。中国人永住者は毎年1万人ずつ増加傾向にあり、最短1年で永住資格が取得できます。さらにその子どもたちは5年で取得できます。このまま放置すると10年足らずで30万人から50万人が永住資格を取得するといわれております。加えて戦後、日本の敗戦により日本国籍を失った特別永住者は約43万人おりますが、そのほとんどが朝鮮半島出身の方たちであります。この方々の問題解決もいまだ進展しておりません。

EU圏をはじめ世界各国で外国人に参政権を与えている国々は確かにあります。これは事実であります。先ほども日韓の相互主義という話も出ておりました。韓国は2005年に在韓の日本人に外国人参政権を認めました。これは日本に対して在日韓国人に参政権を認めさせるためともいわれております。そしてEU圏内ですでに進んでいる国同士の相互主義という理論を盾に、日本に韓国はこれを要求しています。

しかし、参政権を与えられた韓国在住の日本人は現在わずか51名であります。これでは相互主義とは到底言えませんし、物理的にも成り立たない理論であります。また、この51名のうち46名は韓国人と結婚した日本人女性であり、実質的には韓国人であります。そのほかの日本人には高い要件が課せられ、韓国に約1億8,000万円以上の納税又は投資をした者、あるいは年収約600万円以上の者となっており、その要件を韓国内で満たして参政権を得ている日本人はわずか5名ということになります。

全国の地方議会を例に当選最低得票数を幾つか挙げてみます。三宅島152票、対馬685票、石垣島721票、与那国島139票です。与那国島の有権者は1,230人であります。 予算審議のときに子ども手当の件で少しふれましたが、例えばここに1,000人の外国人が移住してきたとしたらこの自治体はどうなるでしょうか。また現時点で1,000人以上の地方議員を出すことは可能であり、行政に影響を与えることでしょう。日本国内において在日 外国人の影響を受けた議員が多く誕生するということは、さまざまな弊害を生ずる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

昨日、民主党の山岡国対委員長は韓国大使館において、この法案の提出は参院選が終わるまでは提出しないと明言しました。これはいったいどういうことでしょうか。山岡氏のプロフィールをインターネット等で参照してみてください。地方参政権を与えられるそのほとんどが我が国との過去の歴史において、さまざまな問題を抱える中国、韓国、朝鮮の方々だということに最大の懸念と意図を感じるのであります。したがいまして、外国人参政権の付与は憲法第15条第1項にかんがみ、憲法違反の疑い、教育の内政干渉が強まる恐れ、そして領土問題解決に大きな障害となり、国益そのものに影響があると考えます。

以上の観点からこの法案の提出はまだまだ検討が必要な案件でもありますし、全国の地方 議会においても慎重な議論を十分行うよう求めるものであります。

議長討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第4号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書の提出について、本案は原案のと おり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩とします。休憩後の再開は2時50分とします。

(午後2時32分)

議長休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分)

議 長 日程第22、発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の 提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

樋口和人君 それでは発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の提出について提案説明をさせていただきます。このことにつきましては私ども南魚沼市議会では平成17年の6月の定例会におきまして、南魚沼市非核平和宣言に関する議決ということが可決されました。そこでこれを受けまして、市でも南魚沼市非核平和宣言というものを出しております。これをちょっと皆さん覚えているとは思うのですけれども、ちょっと読ませていただきます。

真の恒久平和と安全は人類共通の願いである。しかし、この願いに反して核兵器の保有増強が続けられ、世界平和、人類の生存に深刻な脅威を与えている。我々は世界で唯一の核被

爆国民として二度と核兵器による惨禍と被爆の苦しみを繰り返さないため、非核平和の声を 国の内外に巻き起こさなければならない。ここに我々は核兵器廃絶と非核三原則の尊守、平 和運動の積極的な推進を行い、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、永遠にこ れを継承する非核平和都市たることを宣言する、というものであります。

そして今ここへ掲げました意見書でありますけれども、この理念をもとに昨年の8月に長崎で開催されました、世界3,241都市が加盟しております平和市長会議の総会で採択をされましたヒロシマ・ナガサキ議定書をもとに、2020年までの核兵器を廃絶するためのことを強く推進するということの内容であります。

この意見書について地方自治法の第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣に対して別紙のとおりの意見書を提出したいものであります。 多くの皆さんの替同をお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第23、発議第6号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見 書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

中沢一博君 発議第6号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。

介護保険制度がスタートしてから 1 0 年を迎えたわけですけれども、介護の現場では深刻な問題が山積みしているのはご承知のとおりでございます。特に特別養護老人ホームの入所待機者は 6 2 万人にも上がり、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻であります。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実なる声が数多く上がってきております。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるとも言われております。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められております。

そのためにも2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考えます。政府においても介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に以下の点について早急な取り組みを行うよう強く求めるものであります。

一つ、2025年までに介護施設の待機者解消を目指す。そのためにも特養ホームへの入所希望が多いわけでありますけれども、国は個室を奨励しておりますが利用料の負担が少ない多床式や、老・老介護又は老・障介護に対応できる二床式の整備なども含めて、実効性ある実施計画を求めるものであります。介護施設の緊急整備や介護基盤を整え、雇用拡大に効果を発揮すべきと考えます。

2点目は介護の現状をみたとき7割強の方が在宅で介護を受けております。私は今後の現実をみたときにどうしてもこの在宅介護への支援強化の推進をしていく以外にないと思っております。そのためにも家族介護者の休暇、そして休息を保証するレスパイトケア事業の拡充など、家族にリフレッシュをしてもらうために24時間365日サポートする小規模多機能型居宅介護事業など大幅な拡充が必要であります。

在宅支援の強化を目指して介護の疲れ、又は介護うつとも最近よくいわれております。そういう現象もある中、介護に携わる家族の負担を少しでも軽減すべく、このレスパイトケアの充実が重要な課題と考えております。

そして3点目でありますけれども、介護事業の抜本的な運営の改善であります。煩雑な事務処理の仕分を行い、手続を簡素化、また要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に 転換が必要と考えます。

4点目に介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。介護労働力不足が課題となっておりますけれども、皆さんもご承知のとおりでございます。改善がみられたとはいえ、業務内容にしては収入が低い。そして離職原因にあげられているのが事実であります。今後も適切な処遇を持続することを必要と考えます。

そして5点目に介護保険料の上限が高くなりすぎないように、国の公費負担割合の拡大を求めるものであります。近年、要支援、要介護1、2の高齢者が急増しております。介護の予防事業がますます重要になってきております。介護の予防のさらなる普及も急がれるわけであります。

以上、地方自治体第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。南魚沼市議 会全員のご賛同を切にお願いするものであります。以上であります。

## 議 長 質疑を行います。

岩野 松君 非常にいい内容の意見書提出で、反対するものではありませんが、ちょっとお聞きをしたいのですけれども。特に3番、4番など、今の提案者の結局公明党は、半年

前までは国の制度を執行するがわにいたと思うのですが、そのときでもこういうことは努力 すればできたのではないかと。しかも、4番の大幅な給与アップということは非常に働いて いる人からは昨日、今日の要望ではなくて、前々から出ていたことであります。そういうの を野党になったからすぐ出すというのは、私はちょっと疑義があるものでお聞きしました。

中沢一博君 はい、ありがとうございます。それだけ大きく認可していただいているというふうに感謝しております。ご承知のとおりこのままなっていれば、やると思います。ですけれど、残念ながらご承知のとおり政権が交代いたしまして、やりたくてもできなかった。

そしてその中でご承知のとおり、去年2回改正をさせていただきまして、給与のアップ2万円といわれましたが、現実は、私、現場をみてみますと、だいたい4,500円ぐらいかな、5,000円ぐらいかなというふうにみております。現実なかなか一般の部分はだいたい32万円だったでしょうか。ですが、介護従事者の皆さんはだいたい24万円といわれておりますけれども、現実の南魚沼市ではまだそこまで到底いっていないのも事実かというふうに認識しております。

そんな部分でぜひ、私たちどもにさせていただければ、喜んでさせていただきたいという ふうに思っていますけれども、やはりこの部分はただ単にそんな部分ではなくて、本当に党 派を超えた多くの人が、一緒になって考えていかなければいけないというふうに思っている 次第でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第6号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第24、発議第7号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案についての提出者の説明を求めます。

中沢一博君 発議第7号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書について発議者としてご説明申し上げます。

先般、平成21年度子ども手当が衆議院を可決されまして、参議院に送られております。

このたびの意見書は、2011年度以降の子ども手当に対する意見書であるということを、 まず付け加えて述べさせていただきたいと思います。

2010年度から子ども手当をスタートさせます。その財源については、政府は当初、全額国庫負担と明言したにもかかわらず、10年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。しかも、10年度における子ども手当の支給の方法は子ども手当と現行の児童手当を併給させるという変則で極めて遺憾であります。また、地方の意見を十分に聞くことなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであります。地域主権という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念であります。

児童手当は地方から吸い上がった現場の声の政策であり、そして40年かけてやっとこう して財源と相談をみながらここまで拡充してきました。とは対象に、子ども手当は国から一 方的に言ってきた。ここに大きな違いがあるということを認識していただきたいと思ってお ります。

よって、11年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していたとおり全額国庫負担とし、新たな制度としてスタートすることを強く求めるものであります。

この意見書は子ども手当の内容については問うのではなくして、地方の意見も聞かず一方的にやるのであれば、国のもとで責任を持って行うことを求める意見書であることをおくみいただきたいと思っております。地方議員の一人として黙ってこのまま国のいいなりになるという思いは、地方議員の皆様方、おひと方、おひと方も全く同意見ではないかというふうに感じでいる次第でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。全員のご賛 同をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

## 議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 せっかくの機会ですのでちょっとお聞きをしたいと思いますが。この負担の問題はともかくとしまして、えらい財源のいる仕事なのですが、財源はだいたいどういう。 私は先ほど消費税を上げないようにという立場で話をしたわけでありますが、どういった考え方をされているのか、財源問題をお聞きします。

中沢一博君 今回の場合は最初申したとおり、手当の云々、内容に関してはふれておりません。ですから、財源云々と。私は財源がもしできなかったならば考える必要があると、個人的にはそう思っております。子どもたちに負担をさせて、負を残してやっていいのだろうかというものも多くあります。でも、これに関しては今回は私はふれたいと思っています。これは多くのこれから1年間かけてやっていく部分であるというふうに思っております。

ただ手当を支給するだけで、果たして子どもたちの本当の部分になるだろうか。昨今から 私たちのこの議会でも多く言われているように、給食費の問題、保育料の問題等、またこの 地はありませんけれども全国的には保育園に入れない人とかいっぱいあるわけであります。 そういうことを含めた中で、私は今その内容云々というよりも地方議会として、全く私たち 地方に相談しなくて一方的に今年度みたいに、地方負担はこうでありますよ、ということに 関して、強くそれに対して意見を求めるものであります。以上であります。

桑原圭美君 私は中沢議員に賛成の立場で発言させていただきます。子ども手当の支給 財源について国庫負担を求めることについては、総選挙時の国民との約束であり、当然のこ とと思っております。しかしながらまだ慎重な議論が必要な部分があると思います。

財源確保のため仕分作業により、保育所運営費、延長保育事業費、約3,621億円が削減されております。全国の公立保育所での保育士さんの非正規雇用は、42.5パーセントであります。非正規雇用の保育士が6割以上という市町村は、全国で27.5パーセントだそうであります。国庫負担を求めていくことにより、保育現場の安定した雇用が脅かされるようでは、子ども手当の支給のために子どもの教育、福祉に影響を落としてしまうことになりかねません。国にはさらなる慎重議論を呼びかけていただけるかどうかをお聞きします。

中沢ー博君 全く同意見でございまして、このまま云々という部分ではなくして、私は 慎重審議をするべきであるというふうに思っております。私の立場で最大限国の方にも、皆 さん地方議員の一人として求めていきたいというふうに思っております。以上であります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

発議第7号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書の提出については、原案のとおり 決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第25 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに 決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

議 長 ここで桜井市民生活部長、上村産業振興部長、遠田市民生活部次長、阿部教育次長より、それぞれ退任のあいさつの発言を求められていますのでこれを許します。

まず、桜井市民生活部長からお願いします。

櫻井市民生活部長 大変お疲れのところ、また、貴重な時間をいただきまして、退職の あいさつをさせていただく機会を設けていただきまして、誠にありがとうございました。心 から感謝と御礼を申し上げます。

昭和43年12月でありますが、合併前の六日町の職員として採用されて以来、南魚沼市を含め41年3カ月の間、勤務をさせていただき、この3月末日をもちまして定年退職を迎えることになりました。この間でありますが大過、小過もありましたけれども、議員各位をはじめ上司あるいは同僚、後輩のご指導ご協力のおかげで、何とか無事に過ごすことができました。大変ありがとうございました。

過ぎ去った歳月は41年余りと大変長い年月ではありますが、振り返ってみますと駆け足で過ぎ去ったなという思いでいっぱいであります。それぞれ節目、節目における思い出はいっぱいありますけれども、ここでの話は割愛をさせていただきますが、ただ1点だけお話をさせていただけるならば、私、新採用セクションが農林課でありましたが、翌年の44年水害は忘れられない出来事として今でも記憶に残っておるところであります。

あの当時、まだまだ駆け出しでありましたので仕事の守備範囲である地名や位置関係すらわからずに、一人で現場に行けなかったことが思い出されますけれども、今、ここにおられます市長をはじめ、よき先輩の指導や、そのとき一緒に働いていた時々の課員の温かい実地研修を受けながら、何とかやってくることができたことであります。本当にご指導くださいましたすべての人たちに、心から感謝を申し上げるところであります。

以来、同じ課もありますが 1 1 の課の異動を経ながら、何とか今日まで勤めることができました。一般行政事務はもちろんでありますけれども、豪雪、水害、地震対応と、行政が果たさなければならない仕事は尽きないところでありますし、そして果たさなければならない役割も大きなものがあると思っております。

特に平成14年度からでありますけれども、この議場に出させていただいて以来9年が経ちますが、合併の流れの中でもありましたが、まさにあっという間に過ぎた年月でありました。役所あるいは行政が持っている役割を最大限活用しながら、住民の福祉の向上と市民のために役立つ仕事を目指しながら、誇りを持って一介の公僕に徹すの思いで、精一杯仕事をさせてもらってきたところであります。けれども、今振り返ってみたとき本当にそのような仕事をやってきなたのかなと、しみじみと感じているところでありますが、この間、議会の皆さまからも幅広く奥の深いご意見、ご指摘を賜りながら、何とかやってくることができました。本当にありがとうございました。

今思いますと議員各位の見識の深さをかいま見るにつけ、何一つ議員の方々の質問には明解なご答弁ができずに大変不勉強であったなという反省をしているところでありますし、想定をしておりました質問もすべてはずされまして、何一つクリーンヒットは打てなかったの

ではないかというふうに感じているところであります。

いずれにいたしましても長い間、行政の中で仕事をさせていただくことができました。そ して育てていただいたことに対しまして、これまでのすべての人たちに心から感謝を申し上 げたいというふうに思っております。

合併をし5年が経過し、南魚沼市としての基礎はできたものと思っております。市の歌の中でもうたわれておりますけれども、「希望溢れて伸びる町」のまちづくりに向かって、新市建設計画は着実に実行されるものと確信をしているところであります。

最後になりますが、南魚沼市のさらなるご発展と議員各位のますますのご活躍を心からご 祈念申し上げるとともに、市長をはじめ職員の皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念申し 上げ、退職のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

## 議 長 次に上村産業振興部長お願いいたします。

上村産業振興部長 それでは時間をいただきましたので、私も退職のあいさつをさせていただきたいと思います。まず、議員の皆様方のご指導とご支援をもちまして大過なくと、私の場合は言いたいところでございますが、ご存知のとおり真っ赤っかの火だるまのような状態でこの席にいるわけでございますが。ともあれここにいられることを本当に感謝を申し上げたいと、こういうふうに思っております。

毎年この時期になりますと、先輩方のこの退職のあいさつを聞いておったわけでございますが、できることならここには上がりたくないという、これが本音でございましたが、そういうわけにはいきませんのでここに上がっておりますし、今日その日が来てしまったということでございます。

私も昨年4月から一念発起したことがございます。今日の日に備えまして、酒の日には日本酒は極力控えましてビールで対応させていただきました。それでもまだ多少の失敗がございました。ただ、ここでまだ立っていられるだけ良かったなとこう思っております。しかし、まだ今日が終わりではございません。あと10日余りございます。そんなことも含めまして今日の夜ございますが、ここも気を抜かないようにビールで頑張りたいと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

私は中途入所みたいなかたちでございましたので、47年の4月の採用でございました。最初は簿記ができるというようなことで水道課の業務係に配属をされました。以来ちょうど今年で38年になります。水道課以降につきましては、総務課、産業課、商工観光課、町民課、企画課を経まして平成9年の10月からは農林、それから16年11月の合併で商工観光課、それから平成19年の4月部制で産業振興部ということになりまして、今日に至っているわけでございます。私が勤務どんな形態だったのかなと、ちょっと今まで余りみたことがなかったものですから調べましたら、水道、総務、町民課を除いた通算20年余りが観光と農林でございました。まあまあ現業もありますし、現場もありますし、大変忙しい部署であったなとこう思いますが、反面、非常に楽しい、やったことが成果にすぐ出るようなそう

いう場所でございました。

ただ、私が今ここで最後の本音を言いますが、私自身は晩酌はしませんし、酒が特に好きだというような観念は持ってございません。そういう中でなんで私が、と思うのですが、この酒を飲む機会に非常に恵まれている場所に20年もいたのかなと、これが私は不思議でしょうがございません。それにしても体力的にも、金銭的にもよく頑張ったなというのがここでの実感でございます。

私は役所でこの仕事ができることが喜びでもありますし、生きがいでもありました。そんなことでいろいろなけんかごともありましたし、トラブルもあったなとこう思うわけでございますが、私もどういうわけだか知りませんが、先輩だとか、同僚だとか、後輩の皆さん方に非常に恵まれておりまして、そういう意味では本当に気持ちよく仕事ができた38年でありました。若いころから結構生意気なものでしたから、多分人気は、今でもないとこう思っております。ただ、不思議なことに先輩方には「ひろし」という私の名前でございますが、この名前を使っていただきまして非常にかわいがっていただきました。

そういう意味を含めまして仕事、その他のこともろもろ含めて、いろいろ教えていただきました。その中に、ある先輩から、仕事はだれからも与えられるものではない。自分が今、何をしなければならないか考えると。それから探せと教えられました。当然、人間ですのでそれぞれ得意、不得意の分野があるわけでございます。ただ、私はどこに行っても市民が望んでいる事業や、それから市民がまた期待をしている事務改善等々があるわけでございますから、そういう視点から考えていくと、自分の行った場所、得意、不得意の分野がなくて、行ったところには何か転がっているとそういう部分を考えておりますので。そういう意味から私もそのつもりでやってきたと思っておりますし、その結果が市民の付託やそれから期待にこたえることになっているのだろうとこう思います。

ただ、私が今こう反省するには、そういう思いを持って取り組んできましたが、私は背中に目に見えないやはり役場、役所という看板を背負って仕事をやってきたのかなと、こういう思いが多分かなり強い性格でございます。そうしますとおのずから市民や議員の皆さん方に、「大将何言っているがだ」ということで非常に不愉快な思いをさせたことも多々あったかなと、こういうことも反省してございます。ただ、もうしたくてもできませんのでご勘弁をいただきたいと思います。

あと、私の今後のものでございますが、長年役所の方と農業の方と二足のわらじを履いて やってきたわけでございますが、退職後は趣味と実益を兼ねました農業の方で、今度は無理 をしないように楽にいきたいなとこう思っているわけでございます。

最後に、本日登壇をしてごあいさつを申し上げられるのは、慣例によりまして4人しかできないわけでございますが、まだまだ沢山の今年退職される同僚の職員がございます。その皆さん方とともに、議員の皆様方の長年にわたるご指導、ご鞭撻に感謝を申し上げ、また今後在職職員の一層の奮闘、それから、これから南魚沼市がますます発展をすることを祈念申し上げまして、退職のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

議長次に遠田市民生活部次長よりお願いいたします。

遠田市民生活部次長 二人のすばらしい部長の話のあと、私はとてもそういう話はできません。簡単で話させていただきます。

私は昭和45年9月1日に塩沢町に採用されました。それ以来、39年と7カ月間という 長い間勤めさせていただきました。本当にありがとうございました。その中でいろいろとそ の間ありましたけれども、そういうことは余り言わないで今日は過ごしたいと思っています。

私は元来使われ上手でもないし、使い上手でもありませんでした。そうした中でこうやって勤めることができたのは、やはりここにいます市長をはじめ諸先輩、それから同僚、後輩のおかげだと本当に感謝しているところでございます。議員各位にも公私ともに大変お世話になりました。心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

定年後は田んぼでもと思っておりましたけれども、縁がありまして勤めることになりました。また区の役もすることになりましたので、議員の皆さまにはまたいろいろとお世話になるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほどお願いしたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、議員各位におかれましては健康に留意していただきまして、市 の発展のためにご活躍いただきますようご祈念しまして、はなはだ簡単でありますけれども、 退職のあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

議 長 次に阿部教育次長のあいさつをいただきます。

阿部教育次長 貴重なお時間いただきまして、ごあいさつさせていただきますことに対しまして感謝申し上げます。私は学校を卒業しましたのが昭和45年というちょうど高度成長期の時代でありましたが、すぐ会社に勤めまして3年ほど東京の方へ行ってまいりました。こちらの方にUターンで帰ってきましたのが25歳になるちょっと寸前という、役場に入るぎりぎりの年齢だったわけですけれども、そういうことで役場に入れていただきまして以来、36年二月にお世話になったわけであります。

六日町役場職員としましては約31年間でありますけれども、主に昔でいえば事務畑を歩いてまいりました。税務、環境、企画広報、議会事務局、下水道課は1年でしたけれども合併前は福祉保健課ということでありまして、合併になって市になってからは5年半、教育委員会の方にお世話になったということであります。

この間、本当によき先輩、よき同僚、よき後輩に恵まれまして、私のような力のない者で もありましたが、こうして退職をできますことを本当に心から感謝しております。この場を お借りしまして御礼を申し上げます。

議会の思い出もありまして昭和62年から平成3年までの5年間、議会事務局におりましてお世話になりました。その当時は議会の方で、議員さんがユニフォームを着て練習をするという議会野球部というのがあったわけであります。本当に野球に縁のない議員さんも一生懸命練習をしまして、そしてその当時、今もそうですけれども友好都市でありました与野市

議会チーム、深谷市議会チームと親善試合をやったことをよく思い出しております。また、 議会チームとそれから執行部の管理職とのまた親善試合というのもあったわけでありまして、 本当に楽しい5年間であったなというふうに思っております。また、議会広報も当時全国的 にちょうど普及し始めたころでありまして、私も事務局の一員として参加させていただきま して、こちらの方も思い出の一つになっております。

苦しかったこと、楽しかったこといろいろ、失敗したこと、数々あるわけでありますけれども、なんといいましても私にとりましても、やはり合併というのが一つの大きな出来事でありました。合併前の3町の事務調整から始まりまして、非常に困難をきわめたわけであります。そしてまた合併直前の関東大震災というこういった事態もありまして・・・失礼しました、中越大震災がありました。申しわけありません、ちょっとあがっています。そういう事態の中で、本当に合併後どうなるのかなという思いがしたわけであります。

合併といいますと、過去の例からいいますと10年、20年そんなふうなかたちで一体化するのではないかなというふうなことを思ったわけでありますけれども、こうして5年半が過ぎましてこうした状況をみますと、本当によくここまで一体化してきたなというふうに思っているわけであります。こうしたことに対しましては、市長をはじめ執行部の皆さん方、そしてまた議員の皆さん方の南魚沼市を思う真剣な議論、そして取り組みがこうしたことに進んだのではないかなというふうに感じているところであります。

これからも行政のスリム化、効率化に向けて取り組まざるを得ない状態になっております。 また、社会情勢もますます厳しくなっているわけでありまして、今以上にまた忙しくなるか と思いますが、なんといいましてもやはり健康が第一であります。仕事をしますと、どうし てもまたストレスがたまります。そういったストレスをうまくリフレッシュするようなこと を私は常に考えてきておりましたけれども、また皆さん方もそういったことで健康には十分 留意されて、これからの難局を乗り越えていただきたいなというふうに思っております。

最後になりましたけれども南魚沼市のますますのご発展と、議員の皆様方のますますのご 活躍をご祈念いたしまして、簡単でありますが退職のごあいさつにかえさせていただきます。 本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

議 長 このたび退職される4名の皆様方をはじめ、大勢の退職者の方に議会を代表いたしまして一言御礼を申し上げさせていただきます。

我々議員は去るときにここであいさつはできません。しかしながら、この長いお勤めの中でここに登壇されてあいさつをされるそれぞれの皆さん方が、どんな心情かというところをまず思うところでございます。市民生活部長の櫻井文夫さん、41年3カ月本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。産業振興部長、上村博さん、38年間本当にご苦労さまでございました。ありがとうございます。そして市民生活部次長、遠田正一さん、39年7カ月、本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。教育次長の阿部均さん、36年2カ月本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

それぞれの4名の方からここでごあいさついただいたわけでございますが、厳しい苦しいということはなかなか発言できるものではないと思っております。それこそ平たんな道のりではない、川面に浮かぶ木の葉のように浮かんでは沈み、沈んでは浮かぶ。また浮かんだ木の葉がいつ浮かばれるかわからない、長い長い沈みもあった。そんなそれぞれのこの長い奉職の期間であったと私は思っております。

しかしながら、こういった期間をこの3月31日をもちまして無事お勤めが終了されるという、このことはごあいさつの中にもありましたが、本人自らが力強い公僕の精神のもとに今日に至ったというふうに考えるところでございます。改めまして本当にありがとうございます。

この4月1日からはそれぞれの皆さん、新たなる扉が開きます。ひとつ健康に十分留意されまして今まで培われましたこのノウハウを、退職されたあとは一市民としまして、ひとつ私どもこの議会の方にも温かい、力強いまたご指導を賜りたいというふうに思うところでございます。

また、市発展のためには、議会も、市執行部も一丸となって頑張っていく所存でございます。どうかひとつまた道であったときは、頑張っているか、よかったなと、そんなごあいさつが交わされるようなことをご期待申し上げまして、簡単ではございますが私の方からの退職のごあいさつとさせていただきます。本当にご苦労さまでした。おめでとうございます。

(拍手)

議 長 これをもちまして平成22年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。 大変長い間ご苦労さまでございました。

(午後3時35分)